

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	高齢者住み替え家賃等助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	菅野	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	高齢者住み替え家賃等助成事業費（01-19-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	21年度	根拠法令等	荒川区高齢者家賃等助成事業補助金交付要綱	
終期設定	○有 ●無		年度		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	良質で防災上にも優れた住宅に転居する高齢者世帯又は住宅の取り壊し・賃貸事業の廃止等により立ち退きを求められている高齢者世帯に対し、転居後の家賃等の一部を助成し、負担を軽減することによって、高齢者世帯の住環境の改善や居住の安全・安心を図り、もって高齢者の福祉の増進に資するものとする。				
対象者等	(1)70歳以上のひとり暮らし世帯又は70歳以上の方及びその配偶者若しくは兄弟姉妹で構成されている世帯 (2)区内に引き続き2年以上住所を有していること。 (3)民間賃貸住宅に居住し、良質で防災上にも優れた民間住宅に転居する世帯又は住宅の取り壊し・賃貸事業の廃止等により立ち退きを求められている世帯 (4)次のいずれかの事項に該当する民間賃貸住宅に1年以上居住していること。ただし、本人の意思によらない事由による転居を除く。①昭和56年の建築基準法施行令の新耐震基準に適合していないこと。②住戸の専用面積が18㎡未満であること③住戸に浴室又はトイレが設置されていないこと。 (5)次の事項にすべて該当する民間賃貸住宅に転居すること。（転居には、現在居住している民間賃貸住宅の建て替えを含む。）①昭和56年の建築基準法施行令の新耐震基準に適合していること。②住戸の専用面積が25㎡以上であること、ただし、平成18年9月18日以前に建築された住宅については18㎡以上とする。 ③住戸に浴室又はトイレが設置されていること。 (6)賃貸借契約に定める賃貸料を納入できる見込みのあること。 (7)原則として独立して日常生活を営むことができること。 (8)住民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと。 (9)生活保護世帯でないこと。 (10)前年度の住民税が非課税であること。				
内容	(1)家賃 転居後家賃と転居前家賃の差額で、月額4万円を限度とする。 (2)転居一時金①礼金、権利金：家賃助成額の2月分を限度とする②仲介手数料：家賃助成額の1月分を限度とする。 (3)転居費用 4万円を限度とする。 (4)契約更新料 更新後家賃助成額の1月分を限度とする。				
経過	【旧制度】 平成3年4月事業開始 当時の経済状況等の影響により、いわゆる地上げによる立退き要求により住宅に困窮する高齢者に対する援助策として実施。 平成12年9月 新たに助成期間設定する等の要綱改正 平成17年3月 新規受付終了 平成19年3月 事業終了 経済状況の変化等により、必要性がなくなったため事業終了				
必要性	最近の経済状況や防災面において、高齢者がより安全な住宅へ居住するためには、必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額				1,609	5,305	6,734	5,454	
①決算額(24年度は見込み)				3	520	1,787	5,454	
②人件費等				814	872	847		
③減価償却費					291	311		
【事務分担量】(%)				10	10	10		
合計(①+②+③)	0	0	0	817	1,683	2,945	5,454	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	817	1,683	2,945	5,454	
実績の推移	事項名							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
家賃補助者数				0	2	5	12	
転居費用等補助者数					1	3	4	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	消耗品	0	消耗品	0	消耗品	14
	負担金補助及び交付金	家賃補助	384	家賃補助	1,432	家賃補助	4,800
		転居一時金	96	転居一時金	240	転居一時金	480
		転居費用	40	転居費用	115	転居費用	160

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)	
①	助成相談者数	0	2	12	24	38	
②	家賃補助者		2	5	12	-	
③	転居費用等補助者		1	3	4	-	

（問題点・課題分析）	チラシ及びチラシ以外による周知方法の検討が必要である。
他区の実施状況	（実施 8 区 未実施 14 区） 千代田区：居住安定支援家賃補助制度 文京区：高齢者等居住支援事業 大田区：高齢者世帯等住み替え家賃助成 豊島区：高齢者世帯等住み替え家賃助成制度 新宿区：民間賃貸住宅居住継続支援制度 目黒区：高齢者世帯住み替え家賃助成 渋谷区：住み替え家賃補助制度 江戸川区：民間賃貸住宅家賃等助成制度

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業内容をより広く伝えられるよう、チラシ及びチラシ以外の方法による周知の仕方を検討する。	引き続き周知を行っていく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	高齢者の住環境の向上を図るため、事業の周知を行う。

議（要質問）	21一定 防災まちづくりの推進への効果
--------	---------------------

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	高齢者民間住宅入居支援事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	菅野	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	高齢者民間賃貸住宅入居支援事業費（01-02-15）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	19 年度	根拠法令等	荒川区高齢者民間住宅入居支援事業要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度			
実施基準	○ 法令基準内	○ 都基準内	● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	高齢者世帯が民間賃貸住宅に入居する際に自ら連帯保証人を立てられずに、転居することが困難になっている場合がある。このため、区と民間の保証会社が協定を結び、高齢者世帯に家賃等の債務に係る保証サービスを提供するとともに、区が委託保証契約に要する保証料を助成することにより、高齢者世帯の居住の安定と福祉の向上を図る。				
対象者等	次のいずれにも該当するもの及び区長が特に必要と認めるもの ○ひとり暮らしの65歳以上の高齢者または65歳以上の高齢者及び60歳以上のみの世帯 ○荒川区内に引き続き1年以上居住していること ○区内の民間賃貸住宅に転居し、かつ、連帯保証人が立てられないこと ○自立した生活を営め、家賃の支払いができること ○緊急連絡先があること ○世帯の前年所得が、一般世帯に適用される都営住宅に入居するための所得基準以下であること ○特別区民税及び国民健康保険料を滞納していないこと				
内容	○ 債務保証料助成 ・補助対象経費：高齢者世帯が信用保証会社に支払う保証料（2年目以降の保証料及び更新保証料も対象とする。） ※初回保証料は月額家賃等の30%、更新時は初回保証料と同額 保証会社：日本セーフティ㈱ ・補助率：10/10 ・補助限度額：50,000円				
経過	平成19年10月1日 事業開始				
必要性	高齢者の民間賃貸住宅への入居を容易にし、住み慣れた地域において生活を維持していくためにも、必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 保証会社との保証委託契約を締結した際に支払った保証料の領収書に基づき、助成を実施する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	—	100	160	550	500	250	150	
①決算額（24年度は見込み）		60	0	20	0	68	150	
②人件費等		1,110	593	407	872	847		
③減価償却費					291	311		
【事務分担量】（%）		13	7	5	10	10		
合計（①+②+③）	0	1,170	593	427	1,163	1,226	150	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	1,170	593	427	1,163	1,226	150	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	新規助成件数		3	0	0	0	2	3
	更新時助成件数		—	—	1	0	1	0

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
負担金補助及び交付金	債務保証料（初回分）	0	債務保証料（初回分）	48	債務保証料（初回分）	150	
	債務保証料（更新分）	0	債務保証料（更新分）	20	債務保証料（更新分）	0	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度	目標値（25年度）	
①	助成者数	1	0	3	3	6	
②							
③							

（問題点・課題分析）	チラシ及びチラシ以外による周知方法の検討が必要である。
他区の実施状況	<p>（実施 11 区 未実施 11 区）</p> <p>千代田区：高齢者等民間賃貸住宅入居支援 台東区：高齢者等家賃等債務保証制度 中野区：居住安定支援事業 練馬区：高齢者居住支援事業</p> <p>新宿区：高齢者等入居支援事業 大田区：高齢者等住宅確保支援 豊島区：高齢者等入居支援 世田谷区：居住支援制度</p> <p>文京区：すみかえサポート 渋谷区：高齢者等世帯入居支援 板橋区：家賃等債務保証制度</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	家賃助成事業と合わせて不動産関連業者への周知方法を検討する。	引き続き検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	高齢者が住みなれた地域で住み続けられるよう、必要な方に事業の周知を図る。

（状況）	平成22年度 二定 制度の利用拡大について
------	-----------------------

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助(長寿慶祝の会)	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	三澤	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(24年度)	社会福祉協議会事業補助(01-10-01)				
事務事業の種類	○新規事業(○24年度 ○23年度)		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	35年度	根拠	長寿慶祝の会実施計画書	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	社会福祉協議会が開催する長寿慶祝の会に要する経費を助成することによって、長年にわたり地域社会のために貢献してきた高齢者に対して、感謝の意を表するとともに、長寿を祝う。				
対象者等	区内在住の満75歳以上の高齢者				
内容	<p>「敬老の日」に高齢者をサンパール荒川大ホールに招待し、式典と演芸による「長寿慶祝の会」を開催するとともに、来場者に対し、記念品を贈呈する。</p> <p>○内容：一部 式典、主催者挨拶、高齢者代表挨拶、来賓挨拶（紹介）、花束贈呈 二部 演芸</p> <p>○平成23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 平成23年9月19日(月) 9時00分から4回実施 合計 3,751人(対象者数 21,642人)</li> <li>・第1回 9時00分～10時10分 尾久地域 992人(対象者数 6,049人)</li> <li>・第2回 11時10分～12時20分 日暮里地域 752人(対象者数 4,685人)</li> <li>・第3回 14時00分～15時10分 南千住地域 793人(対象者数 4,108人)</li> <li>・第4回 16時10分～17時20分 荒川・町屋地域 1,214人(対象者数 6,800人)</li> </ul> <p>参加者総数 計3,751人(対象者数計21,642人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記念品は4,200個用意した。</li> <li>*区は事業を補助し、共催実施している。</li> </ul>				
経過	<p>昭和35年 社会福祉協議会主催、第1回長寿慶祝の会を地域別に午前・午後の2回開催。90歳以上の高齢者9名に記念品を贈呈した。</p> <p>平成13年度 75歳以上の高齢者人口の増加を踏まえ、これまでの2回開催を3回開催に変更した。</p> <p>平成14年度 地域別にて2回開催を3回開催に変更した。</p> <p>平成21年度 地域別にて3回開催を4回開催に変更した。</p>				
必要性	地域社会に長年貢献してきた高齢者を招待し、感謝の意と長寿を祝うものであり、地域の高齢者が楽しみにしている行事である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	2,570	2,549	2,449	3,061	3,061	4,021	4,509	
①決算額(24年度は見込み)	2,279	2,413	2,690	2,917	3,061	4,021	4,509	
②人件費等	1,025	1,879	2,033	1,629	2,180	2,117		
③減価償却費					726	778		
【事務分担量】(%)	12	22	24	20	25	25		
合計(①+②+③)	3,304	4,292	4,723	4,546	5,967	6,916	4,509	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	3,304	4,292	2,449	3,061	5,967	4,021	4,509	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	対象者数	17,968	18,748	19,406	19,822	20,676	21,642	22,032
	来場者数	2,795	2,968	3,701	3,715	3,778	3,751	3,857

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	補助金	会場使用料	169	会場使用料	172	会場使用料、音響・照明技術料	289
		演芸委託料	800	演芸委託料	400	演芸委託料	800
		手話通訳者謝礼	28	手話通訳者謝礼	28	手話通訳者謝礼	28
		看板作成費	77	看板作成費	76	看板作成費	77
		付帯設備使用料	66	付帯設備使用料	152	付帯設備使用料	70
		参加者記念品	1,612	参加者記念品	1,667	参加者記念品	1,720
		消耗品等	309	消耗品等	306	案内状郵送料	1,135
				音響・照明技術料	100	消耗品等	390
需用費			ラベル	41			
役務費			郵送料	1,079			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	来場者数	3,715人	3,778人	3,751	3,857	3,897人	来場者数実績
②	参加率	18.7%	18.3%	17.3%	17.5%	17.1%	来場者数÷対象者数×100
③	対象者数	19,822人	20,676人	21,642	22,032	22,742人	

(問題点・課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>来場者数の増加により、開催会場への入場及び退場等に今後ますます時間を要することが予測され、1日4回の開催が困難になる可能性がある。</li> <li>節電を進めていくにあたり、円滑な時間配分を行う必要がある。</li> </ul>
他区の実況	（実施 16 区 未実施 6 区） 式典開催 8 区、管理運営委託 2 区、地区敬老行事に助成 1 区、高齢者福祉施設で演芸等開催 4 区など

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	参加者増に対応し1日4回開催を継続しつつ、登壇者の挨拶などを簡潔にし、よりスムーズに入れ替えができるようする。	引き続き行うとともに、24年度実施した結果、気がついた点があれば改善する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	招待状の送付方法を変更するとともに、節電等に配慮した運営を行う。

(議会議要旨)	平成20年決算特別委員会 開催方法の見直しの検討について
---------	------------------------------

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	理美容サービス事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	宮島	内線	2667
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	理美容サービス事業費(01-02-02)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	51 年度	根拠	高齢者理美容サービス券支給要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	(平成20年4月1日改正)	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	在宅のねたきり高齢者に出張理美容のサービス券を支給し、調髪・顔そり・カット等の理美容サービスを提供することにより、高齢者の保清と健康の保持に資する。				
対象者等	区内に住所を有する在宅高齢者で、要介護4又は5と認定された者。その他、区長が認めた者。				
内容	理容及び美容組合が利用者と日程調整のうえ自宅へ出張して理美容のサービスを提供する。 (サービス内容：理容サービス 調髪及び顔そり、美容サービス カット及びブロー) 年間支給枚数 (1) 当該年度の 3月から 5月までの認定者 6枚 (2) 当該年度の 6月から 7月までの認定者 5枚 (3) 当該年度の 8月から 9月までの認定者 4枚 (4) 当該年度の10月から11月までの認定者 3枚 (5) 当該年度の12月から 1月までの認定者 2枚 (6) 当該年度の 2月の認定者 1枚 支給方法：継続利用者は、3月に社会福祉協議会より郵送配布する。新規決定者には、高齢者福祉課より随時、郵送配付する。 経費内訳：一枚の委託料 2,950円 (出張料：1,000円、理美容代：1,900円、手数料経費：50円) ※自己負担金1,900円				
経過	昭和51年度 事業開始。支給枚数3枚。平成4年度 支給枚数6枚。 平成12年度 介護保険制度の実施に伴い巡回入浴時の同時理髪を廃止。 1回当たり1,900円(非課税者半額)を自己負担とした。 平成15年度 老人福祉手当の廃止に伴い、自己負担金を一律1,900円とした。				
必要性	在宅のねたきり高齢者が快適な生活を保持する一助として、理美容の機会を提供するものである。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 社会福祉協議会へ委託し、理・美容生活衛生同業組合荒川支部に再委託して実施している。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	3,088	2,711	2,354	2,157	2,136	2,116	2,111	
①決算額(24年度は見込み)	2,205	2,139	1,816	1,909	1,912	1,909	2,111	
②人件費等	1,025	1,452	762	570	610	593		
③減価償却費					203	218		
【事務分担当】(%)	12	17	9	7	7	7		
合計(①+②+③)	3,230	3,591	2,578	2,479	2,725	2,720	2,111	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	3,230	3,591	2,578	2,479	2,725	2,720	2,111	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	対象者	1,823	1,920	1,915	2,011	2,035	1,995	2,036
	希望者	284	221	278	220	223	243	307
	支給枚数	1,523	1,326	1,518	1,320	1,338	1,671	1,689
	利用枚数	572	566	491	319	533	519	604

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	事業費		1,572	事業費	1,531	事業費	1,782
	事務費		61	事務費	102	事務費	54
	管理費		279	管理費	276	管理費	275

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	サービス券支給枚数	1,320	1,338	1,671	1,689	—	
②	サービス券利用枚数	319	533	519	604	—	
③	対象者数	2,011	2,035	1,995	2,036	—	要介護4・5

（問題点・課題）	<p>次年度分の理美容券の発送時期を3月としたため、利用しやすくなった。 対象者数については年々増加はしているが、希望者数は横ばいである。対象者に周知するため、発送時期にあわせて区報に掲載するなど、希望者の増加を図る。荒川区の本人負担額は1,900円であり、金額の設定については今後の検討課題である。</p>
他区の実況	<p>（実施 20 区 未実施 2 区） 本人負担額 1,000円未満（港区、墨田区、板橋区、練馬区、足立区、渋谷区、杉並区、千代田区、中央区） 1,000円（文京区、台東区、大田区、世田谷区）1,500円（葛飾区、豊島区） 2,000円（新宿区、品川区、目黒区、北区、）2,300円（中野区）未実施（江戸川区、江東区）</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	理・美容生活衛生同業組合荒川支部を通じ、できるだけ加盟店を募るよう依頼し、利用者の利便を図る。	引き続き、加盟店が増やせるよう、理・美容生活衛生同業組合荒川支部に依頼していく。
②	区報などの掲載により、対象者に周知する。	引き続き、対象者に周知させていく。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	利用者の利便性を高め、必要とする高齢者が事業を活用できるように推進する。

議会議況（要旨）	
----------	--



# 事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	高齢者紙おむつ購入助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	大久保	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	高齢者紙おむつ購入費助成事業費（01-02-03） （家族支援事業費（01-02-02）23年度まで低所得者分）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	52 年度	根拠	紙おむつ購入費助成事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	高齢者の紙おむつ購入費の一部を助成することにより、高齢者や介護にあたる家族の経済的負担を軽減し、もって高齢者福祉の増進を図る。				
対象者等	65歳以上で①要介護4及び5の方、②要介護1から3で認知症があり紙おむつの必要な方（介護保険適用施設入所の方は除く）、身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1・2度の方、③入院中で①②に準じる方				
内容	<p>【紙おむつ購入券】 利用者に紙おむつ購入券を支給（郵送で送付3カ月前渡し）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月6,000円（2,000円券×3枚）、ただし1割自己負担のため、実際には5,400円を助成。</li> <li>・区と契約している薬業共同組合又は介護サービス事業者組合加盟の区内薬局や介護用品販売所において、使用可能。</li> </ul> <p>【紙おむつ代助成】 入院中で、病院が紙おむつを指定し、持込ができない場合に、病院で請求された紙おむつ代のうち、月額6,000円（1割自己負担）を上限に助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4ヶ月ごとに利用者に「請求の案内はがき」を送付。</li> <li>・利用者は指定された期間内に支払った紙おむつ代の領収書を持参し、区窓口で請求手続きをする。</li> </ul>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成4年度から所得制限（生計中心者の所得税が42,000円以下の世帯）を撤廃。</li> <li>また、現物支給ができない対象者に費用助成を開始（限度額8,000円）</li> <li>・平成12年度から介護保険制度との整合性を図るため、自己負担金を導入した。また、紙おむつ購入券方式を採用し、近隣商店での自由購入を可能とした。</li> <li>・平成13年1月から入院中の方に限り、介護認定がなされていなくても、該当の判定をすることとした。</li> <li>・平成15年7月1日から訪問介護の自己負担金の軽減措置が3%から6%に変更される措置にあわせて、平成11年度以前からの継続利用者についての利用者負担についても3%から6%に変更した。</li> <li>・平成17年度より、11年度以前からの継続利用者についての利用者負担軽減措置を廃止した。</li> <li>・平成18年度より、利用者が65歳以上で要介護4以上、更に世帯非課税の方については、介護保険会計の地域支援事業費より支払う。それ以外の利用者については一般会計より支払われる。</li> <li>・平成20年度より、要綱の第2条（対象者）を一部改正した。</li> <li>・平成24年度より、非課税世帯の方についても一般会計から支払う。</li> </ul>				
必要性	高齢者や介護者の経済的支援のために必要性が高い。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>①購入券→3ヶ月ごとに郵送（前渡し）薬業共同組合・介護サービス事業者組合に加盟している指定店で紙おむつ購入券を紙おむつと引き換える。24年2月現在、加盟指店は薬局（61箇所）・事業所（10箇所）。</p> <p>②現金支給→4ヶ月ごとに振込み（後払い）</p>				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算額	70,922	75,181	81,403	90,218	98,233	102,769	111,402
	①決算額（24年度は見込み）	66,395	74,896	81,344	88,284	94,524	101,598	111,402
	②人件費等	5,722	4,868	2,965	1,712	1,954	2,453	
	③減価償却費					2,034	2,799	
	【事務分担量】（%）	67	57	35	70	70	90	
	合計（①+②+③）	72,117	79,764	84,309	89,996	98,512	106,850	111,402
	国（特定財源）	4,703	4,282	4,858	4,809	6,503	8,009	0
	都（特定財源）	2,366	2,141	2,429	2,375	3,251	4,004	0
	その他（特定財源）	4,617	4,152	4,708	2,375	3,251	4,004	0
一般財源	60,431	69,189	72,314	80,437	85,507	90,833	111,402	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	購入券利用者数(24年度)	9,840	11,209	12,420	13,596	14,599	15,668	17,268
	おむつ代助成件数(24年度は見込み)	1,680	2,647	2,622	2,736	2,888	3,150	3,336
	計	11,520	13,856	15,042	16,332	17,487	18,818	20,604
	利用者数(24年度は見込み)	1,505	1,796	1,971	2,162	2,287	2,360	2,518

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用費	紙おむつ購入券用紙（事前押印）	97	紙おむつ購入券用紙（事前押印）	112	紙おむつ購入券用紙（事前押印）
扶助費	紙おむつ購入助成費	78,167	紙おむつ購入助成費	86,715	紙おむつ購入助成費	111,262	
	〃（介護会計）	16,260	〃（介護会計）	14,883			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度	目標値（25年度）	
①	購入券延べ利用者数	13,596	14,599	15,668	17,268	-	24年度は見込
②	おむつ代助成延べ件数	2,736	2,888	3,150	3,336	-	24年度は見込
③	利用者数（介護会計含む）	2,162	2,287	2,360	2,518	-	24年度は見込

（問題点・課題）	<p>・おむつ代助成の場合、病院等側に「指定おむつ使用証明書」を記入してもらい提出して頂いているが、病院等は文書料が掛かる場合があり、利用者の負担がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>ポイント制度をほとんどの区が採用している。利用者がフリーダイヤルで連絡し、現物が自宅へ届く。選べるおむつの種類は少ないが、安価である。</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	紙おむつ指定の病院等を少なくとも区内は年度当初に全体把握し、指定証明の提出を省略するなど利用者の負担軽減となるよう検討する。	引き続き取り組む
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	高齢者が利用しやすい事業の仕組みを検討し、在宅生活の支援を図る。

況議（要旨）	平成12年三定 12年度からの事業内容変更についての区の評価
--------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	特別永住者等福祉給付金	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	保坂	内線	2667
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(24年度)	特別永住者等福祉給付金支給事業(01-25-01)				
事務事業の種類	○新規事業(○24年度 ○23年度)		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	22年度	根拠	荒川区特別在住者等福祉給付金支給要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	在日外国人で、昭和56年の「難民の地位に関する条約」批准に伴う国民年金法の改正により、昭和57年1月1日から国籍要件が撤廃された際、既に高齢のため老齢年金等の支給対象とならなかった者に対し、特別永住者等福祉給付金を支給することにより、在日外国人の福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	<p>老齢基礎年金等の受給資格がない外国人等のうち、荒川区に外国人登録又は住民登録を行った日から引き続き2年を経過している者で、以下のすべての要件に該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大正15年(1926年)4月1日以前に生まれた者</li> <li>2 昭和57年(1982年)1月1日時点で日本国内で外国人登録をしていた者(その後帰化した者も含む)</li> <li>3 在留資格が特別永住者</li> <li>4 生活保護を受けていない者</li> <li>5 公的年金を受給していない者</li> <li>6 本人及び配偶者・扶養義務者の前年中の所得(1月1日から12月31日までの所得)が基準額以下の者</li> <li>7 荒川区障がい者福祉給付金を受給していない者</li> </ol>				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支給金額 月額 15,000円</li> <li>●支給方法 毎年4月、8月、12月に前4ヶ月分を金融機関口座に振り込む。</li> <li>●平成22年度分給付金に係る特例 平成22年度の給付金に限って、受給資格があり平成22年度中に申請をした者については、平成22年4月分以降の給付金を支給する。</li> <li>●現況届 毎年7月1日から31日までの間に現況届を提出する。</li> </ul>				
経過	これまで、在日本大韓民国民団東京荒川支部及び在日本朝鮮人総聯合会東京都荒川支部から給付金創設の要請があり、22年度から無年金外国人に給付金を給付することとなった。				
必要性	「幸福実感都市 あらかわ」を目指すことから、無年金外国人の健全な生活の維持及び向上のために必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員)				
	受給資格者に年3回、4月分を本人の銀行口座に振り込む。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額					1,800	2,700	2,520	
①決算額(24年度は見込み)					1,800	1,980	2,520	
②人件費等					610	273		
③減価償却費					203	311		
【事務分担当】(%)					7	10		
合計(①+②+③)	0	0	0	0	2,613	2,564	2,520	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	0	2,613	2,564	2,520	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	対象者数(24年度は見込み)					10	12	14

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	福祉給付金	1,800	福祉給付金	1,980	福祉給付金	2,520

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	対象者数		10人	12人	14人	—	
②	給付額（金額 千円）		1,800	1,980	2,520	—	
③							

(問題点・課題分析)	該当者への周知方法。
他区の実況	（実施 12 区 未実施 10 区） 豊島区（15年度）、江戸川区、葛飾区（19年度）、北区、文京区、板橋区、杉並区（20年度）、墨田区、江東区、大田区（21年度）、新宿区（22年度）台東区（23年度）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区報等での周知	引き続き周知
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	事業の周知を図るとともに対象者の把握に努める。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	保坂	内線	2667
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業費（01-02-05）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成	47 年度	根拠	荒川区寝たきり高齢者寝具乾燥消毒事業要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	長年にわたり臥床している高齢者に対し、寝具の水洗乾燥消毒のサービスを提供することによって、環境衛生を保持し、福祉の増進を図る。				
対象者等	65歳以上の在宅寝たきり高齢者で介護保険の要介護度が4及び5の者で寝具乾燥消毒が必要な者。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾燥消毒 11回/年</li> <li>・水洗い 1回/年</li> </ul> <p>【1回の実施内容】敷布団、掛布団、毛布1枚、枕 1個</p> <p>&lt;自己負担金&gt; 本事業に要する費用の利用者の負担は10%とする。但し、生活保護受給者は無料とする。水洗いについては10%負担で1,200円（税込）また、乾燥消毒については10%負担で310円（税込）となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝具乾燥サービスを行う際に、高齢者の安否確認も行っている。</li> </ul>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成4年度 ドライクリーニングから水洗いへの変更</li> <li>・平成11年度 敷布団・掛け布団の消毒の枚数を各2枚から各1枚に変更</li> <li>・平成12年度 自己負担金導入</li> <li>・平成15年7月1日 訪問介護の自己負担金の軽減措置が3%から6%に変更されることに伴い、平成11年度以前からの継続利用者についての利用者負担（原則10%）の軽減についても3%から6%に変更</li> <li>・平成17年度から継続利用者負担軽減措置を廃止</li> </ul>				
必要性	寝たきり高齢者の環境衛生及び健康の保持を図ることができる。				
実施方法	（一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 申請に基づき、実態調査を行った上で、業者に事業を委託する。 委託先 アースサポート株式会社				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	98	158	252	312	321	321	254	
①決算額(24年度は見込み)	48	157	234	251	147	155	254	
②人件費等	598	1,025	1,016	734	872	409		
③減価償却費					291	467		
【事務分担量】(%)	7	12	12	30	10	15		
合計(①+②+③)	646	1,182	1,250	985	1,310	1,031	254	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	646	1,182	1,250	985	1,310	1,031	254	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	対象者数(人)	4	10	10	6	5	9	10

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	寝具水洗・乾燥消毒委託	147	寝具水洗・乾燥消毒委託	155	寝具水洗・乾燥消毒委託

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	対象者数(年度末現員)	6	5	9	10	—	
②							
③							

(問題点・課題 指標分析)	・利用者の伸び悩みが見られる。
他区の実況	(実施 20 区 未実施 2 区) 対象要件が同じ区の登録人数。港80人、新宿463人、墨田102人、葛飾377人。

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区報、HPを通じた事業のPRに努める。介護4以上の認定通知者に制度利用の案内をしている。	引き続き周知を図る。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	改善・見直し	利用者が減少しているため、事業の仕組みを検討する。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	通所サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	宮島	内線	2667
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	通所サービス利用者負担軽減費（01-02-13）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	17 年度	根拠	荒川区通所サービス利用者負担額（食費）軽減	
終期設定	● 有 ○ 無	24 年度	法令等	補助金交付要綱	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕			
目的	介護保険の被保険者が通所介護等を利用した場合、平成17年10月1日より介護保険の保険給付の対象外となった食費について、その費用の一部を補助することにより、被保険者の負担の激変緩和及び介護度の重篤化予防を図る。				
対象者等	介護保険料の賦課段階第1段階から第3段階までに該当する被保険者で、指定介護通所事業所等において、食事の提供を受ける者。ただし、生計困難者に対する利用者負担軽減措置を受けている者は除く。				
内容	<p>通所介護、通所リハビリテーション等の通所系サービスの提供事業所において平成17年10月1日改正前に保険給付の対象となっていた食費の一部を助成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>申請手続 補助金の交付を受けようとする者は認定申請書を区に提出する。（補助金の受領を事業所に委任する場合は、代理受領委任状を区に提出し、事業所は代理受領の申出書を提出する。）</li> <li>軽減方法 事業者は認定利用者の補助金額を差し引いたうえで食費を徴収。1食当たりの補助金額については、指定介護事業所等において、調理加工を行なった場合、1日当たりの食費1回分に限り交付することとし、その額は、150円とする。</li> <li>補助金請求方法 事業者は1月分の軽減状況を取りまとめて、翌月末までに補助金請求書を提出する。（3月は同月末）区外施設については、介護保険課から対象者がいる区外事業所に書類（施設利用証明書、利用報告書、補助金請求書）を送り、前期（4～9月）後期（10～3月）でまとめて提出する。</li> </ol>				
経過	介護保険法改正により、平成17年10月1日から居住費・食費（調理費）が保険給付外となった。低所得者に対する配慮として補足給付が新たに創設されたが、通所系サービスの利用者については対象外とされていることから同日より実施。 ※6カ月の時限事業として開始したが、期限延長（平成25年3月31日まで延長）。				
必要性	食費（調理費）が保険給付の対象外となり、従前までの負担と比べると約2倍の負担となる。この急激な負担増を緩和することが、施設利用の抑制による介護度の重度化を防ぐ観点から必要である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる事業所に対して対象者分の助成を行う。</li> <li>区外事業所を利用している対象者に対しては、直接助成を行う。</li> </ul>				

		(単位：千円)						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算・決算額等の推移	予算額	13,224	11,052	11,803	12,620	14,022	14,587	14,904
	①決算額（24年度は見込み）	9,668	11,052	11,803	12,620	14,021	14,587	14,904
	②人件費等	2,306	3,587	2,710	2,443	2,616	1,090	
	③減価償却費					872	1,244	
	【事務分担量】（%）	27	42	32	30	30	40	
	合計（①+②+③）	11,974	14,639	14,513	15,063	17,509	16,921	14,904
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	11,974	14,639	14,513	15,063	17,509	16,921	14,904
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	補助食数（延べ）	61,692食	75,427食	79,258食	80,963食	89,229食	92,906食	94,609食
	補助認定者数	1,045	1,127	1,122	1,281	1,345	1,289	1,468
	対象施設数	22	36	46	51	55	55	65

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	補助金額	14,021	補助金額	14,587	補助金額	14,904

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	補助食数	80,963	89,229	92,906	94,609	—	
②	補助認定者数	1,281	1,345	1,289	1,468	—	
③	対象施設数	51	55	55	65	—	

（問題点・課題 指標分析）	<p>本事業は当初17年10月から18年3月までの時限事業として開始されたが、さらに期間延長され、23年度までとなった。補助対象者は随時申請で毎年増加傾向にある。他区では新宿区のみが一律200円の減額で実施し、24年度以降も継続する。今後も増加傾向にあり検討が必要である。</p>
他区の実況	<p>（実施 1 区 未実施 21 区） 新宿区</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	<p>非課税世帯の高齢者は、今後も増加が見込まれる。平成18年度末までの時限事業が毎年延長され、他区では新宿区のみである。利用者の激変緩和の必要性について、社会経済情勢を踏まえて検討していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費及び人件費の削減</li> <li>・事業所等の事務量の縮減</li> </ul>
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
改善・見直し	改善・見直し	経過措置を踏まえ、事業の必要性を検討する。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--



# 事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤															
		担当者名	宮島	内線	2667															
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業（01-02-20）																			
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業																
開始年度	○ 昭和 ● 平成	21 年度	根拠	荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金交付要綱																
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等																	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画																
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ I ]																		
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																		
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]																		
目的	利用者負担第1段階から第3段階まで（本人及び世帯非課税）の低所得者に対する、食費・居住費の補足給付（特定入所者介護サービス費）の対象とならない者に対し、一定所得水準以下の低所得者の負担を軽減するため、食費・居住費の一部を補助する。																			
対象者等	<p>1) 本人が区民税非課税（世帯課税）で、世帯の課税合計所得金額が500万以下の者のうち、①または②に該当する者。（生活保護受給者を除く）</p> <p>①介護保険施設入所者または短期入所生活（療養）介護の利用者のうち、利用者負担第4段階及び特例第4段階の者（右図①）</p> <p>②利用者負担第4段階及び特例第4段階の者で、認知症対応型共同生活介護または小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスを利用する者。（右図③）</p> <p>2) 利用者負担第1段階から第3段階の者で、認知症対応型共同生活介護または小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスを利用する者（生活保護受給者を除く）（右図②）</p>																			
内容	<p>(1) 補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険施設及び認知症対応型共同生活介護の食費・居住費</li> <li>短期入所生活（療養）介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスに係る食費・滞在費</li> </ul> <p>(2) 補助単価</p> <p>右図のとおり</p> <p>(3) 給付の流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>対象サービス利用者が区に負担軽減認定の申請をする。</li> <li>区は該当者に対して認定通知書を交付する。</li> <li>区内事業所・施設の場合</li> <li>利用者はサービスを受ける事業所・施設に認定通知書を提示する。</li> <li>利用者は事業所・施設に代理受領委任状を提出する。</li> <li>事業所・施設は認定通知書を確認し、食費・居住費から補助対象額を差し引いた額を徴収する。</li> <li>事業所・施設は、月ごとにまとめて区に補助金を請求する。</li> <li>区は、内容を確認の上、事業所・施設に支払を行う。</li> </ol> <p>〔区外施設の場合〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>利用者は一旦、食費・居住費の全額を負担する。</li> <li>利用者は、事業所・施設の支払証明書とあわせて、3ヶ月毎にまとめて区に補助金を申請する。</li> <li>区は、内容を確認の上、利用者へ支払う。</li> </ol> <p>※対象となる施設等に新たな利用者が入所した場合は、施設等から区に連絡をしてもらうことで対象者を捕捉する。</p>		<table border="1"> <tr> <td>利用負担段階</td> <td>第4段階</td> <td>第3段階</td> <td>第2段階</td> <td>第1段階</td> </tr> <tr> <td>単価</td> <td>◎500円/日</td> <td>◎250円/日</td> <td>◎500円/日</td> <td>◎1,000円/日</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td>特定入所者介護サービス費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			利用負担段階	第4段階	第3段階	第2段階	第1段階	単価	◎500円/日	◎250円/日	◎500円/日	◎1,000円/日	サービス	特定入所者介護サービス費			
利用負担段階	第4段階	第3段階	第2段階	第1段階																
単価	◎500円/日	◎250円/日	◎500円/日	◎1,000円/日																
サービス	特定入所者介護サービス費																			
経過	【平成21年度】新規事業として開始 【平成24年度】介護保険課から高齢者福祉課へ事務移管																			
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>補足給付対象外である利用者負担第4段階の中でも課税額が小額である所得層に対して、所得等に応じた軽減策が必要であること。</li> <li>施設の空きがないなどの理由により、やむを得ず補足給付対象外施設である認知症対応型共同生活介護等を利用する者への配慮が必要であること。</li> </ul>																			
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 )																			

		(単位：千円)						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算・決算額等の推移	予算額				37,924	49,460	38,090	44,123
	①決算額(24年度は見込み)				18,425	32,728	27,586	44,123
	②人件費等				1,629	1,308	1,270	
	③減価償却費					436	467	
	【事務分担当】 (%)				20	15	15	
	合計(①+②+③)	0	0	0	20,054	34,472	29,323	44,123
	国(特定財源)							
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	20,054	34,472	29,323	44,123	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	対象者数(施設・SH) ※( )は実人数				184	186 (154)	128 (107)	250
	対象者数(GH・小規模) ※( )は実人数				82	88 (80)	78 (62)	277

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算 の内 訳 決算	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費	事務用消耗品等	0	事務用消耗品等	15	事務用消耗品等	24
	役務費	決定通知送付用	107	決定通知送付用	118	決定通知送付用	258
	負担金補助	食費・居住費に対する補助	32,621	食費・居住費に対する補助	27,452	食費・居住費に対する補助	43,841

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	対象者数 (3施設・短期入所)	184	186 (154)	128 (107)	250	240	毎月6人程度の自然増と見込む
②	対象者数 (GH・小規模)	82	88 (80)	78 (62)	277	150	自然増のほか、新規開設GH63床の7割、小規模定員の3割を見込
③							

(問題点・課題 指標分析)	<p>①区外施設を利用する場合、制度の内容や申請の方法等について、利用者及びケアマネジャーへの周知が必要である。</p> <p>②国でグループホーム利用者に対する家賃助成などを検討中のため、制度設計の変更を視野に入れる必要がある。</p>
他 区 の 実 況	<p>(実施 0 区 未実施 22 区)</p> <p>類似施策を実施（利用者負担第4段階の方の特例減額：文京区・台東区・江東区・渋谷区） （グループホーム利用者への補助：奥多摩町）</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区外施設利用者に対して、申請や請求手続等についての周知方法を分かりやすくするため、パンフレット等を作成する。	制度への理解・利用促進のため、引き続き実施する。
②	区内新規開設事業者に対して制度の説明を実施。	新規利用者への制度理解・利用促進のため、引き続き実施する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	改善・見直し	介護保険法の改正を踏まえ、補助事業の整合性を図る。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	ふれあい入浴事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	保坂	内線	2667
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	ふれあい入浴事業費(01-02-06)				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成	57年度	根拠	ひとり暮らし高齢者無料入浴券支給要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	区内に住所を有するひとり暮らし高齢者に公衆浴場入浴券を支給することにより、地域社会との交流を促進し、閉じこもりや孤独感の解消と健康の維持・増進に資する。				
対象者等	高齢者みまもりネットワーク事業に登録した70歳以上のひとり暮らしの方で、前年度住民税非課税で入浴券を希望する者。 ただし、高齢者住宅に入居している者と生活保護受給者（生保入浴券受給者）を除く。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川区社会福祉協議会への委託により実施（東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部に再委託）</li> <li>・入浴券は、4月1日時点の対象者に30枚、10月1日時点では15枚を支給する。</li> <li>・4月1日現在で対象者名簿を区が作成し、社会福祉協議会に通知する。社会福祉協議会は、「ふれあい入浴券」（@455円）を発行し、郵送(簡易書留)封入をする。</li> </ul> なお、区境地区（南千住3・4・8丁目、西日暮里3丁目）の対象者に対しては、東京都共通入浴券（@420円）を支給する。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成10年度 所得制限（前年度住民税非課税者）と年齢引き上げ（65歳から70歳へ）。</li> <li>・平成13年度 東京都共通入浴券（有効期間が7月～）から荒川区独自の「ふれあい入浴券」（有効期間4月～3月）とし、買取方式から精算方式に変更。4月から配布可能となった。</li> <li>・平成14年度 該当者には、4月期に1年間分（30枚）を配付。</li> <li>・平成18年度 燃料高騰による料金改定（400円→430円）</li> <li>・平成20年度 燃料高騰による料金改定（430円→450円）</li> </ul>				
必要性	地域社会との交流促進、閉じこもりや孤独感の解消及び健康の維持・増進のみならず、介護予防の一助としての役割も果たしている。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 社会福祉協議会へ委託し、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部に再委託している。 （平成24年度委託料15187千円）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	16,406	18,017	16,175	16,799	16,200	16,200	15,730	
①決算額(24年度は見込み)	16,278	14,854	15,677	14,590	13,609	12,946	15,730	
②人件費等	1,025	1,452	762	570	610	409		
③減価償却費					203	467		
【事務分担量】(%)	12	15	9	7	7	15		
合計(①+②+③)	17,303	16,306	16,439	15,160	14,422	13,822	15,730	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	17,303	16,306	16,439	15,160	14,422	13,822	15,730	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	配付枚数(24年度は見込み)	40,110	37,800	41,895	37,470	32,610	31,140	28,666
	利用枚数(24年度は見込み)	32,705	33,510	36,240	31,850	25,009	23,578	28,666
	受領者数(24年度は見込み)	1,368	1,158	1,226	1,275	1,105	1,094	955
	対象者数	1,482	1,301	1,425	1,432	1,403	1,301	955

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
委託料	事業費	11,335	事業費	10,672	事業費	12,997	
	事務費	161	事務費	161	事務費	209	
	管理費	2,113	管理費	2,113	管理費	1,981	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	入浴券利用枚数	31,850	25,009	23,578	28,666	—	平成24年度は推計
②	支給者数	1,275	1,105	1,094	955	—	平成24年度は推計
③	利用率（利用枚数÷配布枚数）	85.00%	76.69%	76.34%	100.00%	—	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴場組合から、枚数の増加について、19年度までは要望があった。</li> <li>・「ふろわり200」事業が4年目に入り順調に利用者を伸ばす中で、趣旨が近似している当該制度の検討。</li> </ul>
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区） 券方式 6区、カード（入浴証）方式 12区、他5区

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	『ふろわり200』事業が定着し順調に利用者を伸ばし、趣旨が近似している当該制度を見直し、ひとり暮らし高齢者の地域社会との交流を促進する事業に発展的に吸収する。	高齢者入浴事業に統合
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
改善・見直し	改善・見直し	高齢者入浴事業との統合を検討する。

況議（要質旨）問状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14年二定 ふれあい入浴デーの実施について</li> <li>・15年一定 半額入浴カードの発行について</li> <li>・16年一定 半額入浴カードの発行について</li> </ul>
-----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	高齢者入浴事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	保坂	内線	2667
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	高齢者入浴事業費（01-02-16）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	20年度	根拠	荒川区高齢者入浴事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	満70歳以上の高齢者が、毎週1回、区内の公衆浴場を低廉な料金で利用できることとすることにより、高齢者の健康の保持・増進を図り、あわせて地域におけるふれあい及び公衆浴場の利用を促進する。				
対象者等	区内在住で在宅の満70歳以上の者				
内容	1 実施回数：平均週1回（年間52回） なお、年度内の転入・年齢到達者等については、申請日（誕生日）から当該年度末まで利用可能とする。この場合の利用回数は、基準日（月曜日）の年度内残日数とする。 2 実施施設：区内32公衆浴場（平成24年5月現在） 3 本人負担：200円（区負担250円） 4 委託先：東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部 5 実施方法：本人若しくは家族の申請に基づき区が「入浴カード」を発行し、本人が入浴カードを公衆浴場に持参・提示するとともに、本人負担金を支払うことにより入浴できる。				
経過	57年度～ 満70歳以上の「ひとり暮らし高齢者届」を受理された前年度住民税非課税の高齢者を対象に「ふれあい入浴券」を配付 20年度 ふれあい入浴事業に加え、新たに高齢者入浴事業を実施（ただし、20年度については5月から事業開始のため、48回） 21年度 所得制限を撤廃し、荒川区在住の70歳以上すべての高齢者を対象とする。 22年度 更新分を郵送する。				
必要性	対象者の範囲をひとり暮らし高齢者以外にも拡大することにより、より一層、高齢者の健康の保持・増進、地域におけるふれあい及び公衆浴場の利用促進を図ることができる。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 1 本人若しくは家族が高齢者入浴事業の利用申請。要件を確認のうえ、高齢者入浴カードを交付 2 高齢者が公衆浴場を利用する際、入浴カードに貼付されているシール1枚をはがしてもらい本人負担金を支払う 3 事業者は、指定の台紙にシールを貼って管理し、年3回（8・12・4月）、浴場組合に実績報告 4 浴場組合は、各実績報告を取りまとめのうえ、区に委託料を請求 5 区は、実績報告を確認・審査のうえ、浴場組合に委託料を支払う 6 更新者については、3月末に入浴カードを送付する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	-	-	21,708	41,498	49,396	49,339	53,529	
①決算額（24年度は見込み）			15,825	39,434	43,003	44,534	53,529	
②人件費等			1,525	1,629	558	2,371		
③減価償却費					581	871		
【事務分担量】（%）			18	20	20	28		
合計（①+②+③）	0	0	17,350	41,063	44,142	47,776	53,529	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	17,350	41,063	44,142	47,776	53,529	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	対象者数（平成24年度は見込み）			19,700	31,251	32,031	32,774	33,300
	申請者数（平成24年度は見込み）			3,064	5,410	5,673	6,231	7,000
	利用数（延べ回数）（平成24年度は見込み）			62,219	154,312	169,222	175,219	195,000

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	消耗品費	消耗品費	17	消耗品費	108	消耗品費	67
	印刷製本費	印刷製本費	344	印刷製本費	279	印刷製本費	345
	役務費	役務費	280	役務費	307	役務費	375
	委託料	委託料	42,362	委託料	43,867	委託料	52,742

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	申請者数(平成24年3月末現在)	5,410	5,673	6,231	7,000	7,800	24、25年度は見込み
②	利用回数(延べ回数) (平成24年3月末現在)	154,312	169,222	175,219	195,000	224,000	24、25年度は見込み
③							

(問題点・課題分析)	・浴場組合員の廃業が相次ぎ、地域によって差異がある。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区) 文京区「シニア入浴事業」(60歳以上、年5回、自己負担100円)、台東区「高齢者入浴券」(65歳以上年間20枚、自己負担50円)、北区「高齢者ヘルシー入浴券」(70歳以上、年間20枚、自己負担50円)など。

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	近隣区への入浴利用が出来るよう引き続き検討する。	引き続き検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	高齢者の閉じこもり防止のために利用率の向上を図る。

(状況要旨)	
--------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	緊急通報システム事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	菅野	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	緊急通報システム事業費（01-02-07）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	元年度	根拠	荒川区高齢者緊急通報システム事業運営要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市【I】			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成【02】			
	施策	高齢者の在宅生活の支援【02-03】			
目的	日常生活を営む上で、急病で倒れるかもしれない等の不安を抱えている、ひとり暮らし高齢者等の生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図る。				
対象者等	原則として65歳以上のひとり暮らし及び夫婦等の高齢者世帯であって、日常生活を営む上で急病で倒れるかもしれない等の不安をもっている者。（日中独居含む）				
内容	ひとり暮らし高齢者等が家庭内で急病になった時、あるいは突発的な事故で動けなくなった場合に、使用している機種に応じ、機器の押しボタン又はペンダントを押す。従来型は、東京消防庁へ通報され、消防庁から利用者宅に確認の電話が入るとともに、利用者が電話に出られないなどの緊急事態が予想される場合には救急車が出動し、消防庁から連絡を受けた緊急通報協力員が訪問して安否確認や消防庁への通報・救助協力などを行う。※従来型の新規設置は実施していない。 民間方式は、ボタンを押すと委託会社に通報され、利用者から救急車両の要請があった場合には、それに応じ消防庁等に連絡する。同時に委託会社の警備員が駆けつける。※住民税課税状況、身体状況により自己負担有。				
経過	○平成6年度 自己負担撤廃（無線ペンダントの費用を階層別に負担） ○平成10年度 11月の機器更新時から生活防水にする。 ○平成11年度 7月より予算枠（年間配置台数）を廃止し、必要に応じて設置することとした。 ○平成12年度 自己負担（住民税課税者は設置費用の1割）を導入 ○平成13年度 協力員に対する活動謝礼を区内共通お買い物券に変更（活動期間6ヶ月未満の者は3,000円、6ヶ月以上の者は6,000円。12年度までは月額1,000円を3ヶ月ごとに協力員の口座に振込。） ○平成14年度以降毎年、緊急通報協力員連絡会を開催し、活動謝礼の交付と消防署員による講義を行っている。 ○平成22年度新規・更新分より民間事業者方式の緊急通報システムを導入 ○平成23年度10月より、対象要件を拡大し、疾病のない方も利用可能となった。				
必要性	高齢者の在宅支援・不安解消を目的とした事業であり、必要性は高い。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 申請を受け、実態調査を行った上で設置が決定される。消防庁に（決定）通知するとともに業者に設置を委託する。 緊急通報システム委託 岩通販売（株）（平成24年度 委託料10,391千円） 民間方式委託先 上陽テクノ（株）（平成24年度 委託料17,052千円）※疾病なし分3,699千円含む				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	18,494	19,216	19,385	18,846	20,727	24,062	25,581	
①決算額（24年度は見込み）	16,849	18,969	19,190	18,127	17,839	19,886	25,581	
②人件費等	2,306	1,879	1,525	3,665	3,924	4,658		
③減価償却費					1,307	1,711		
【事務分担量】（%）	150	150	150	140	45	55		
合計（①+②+③）	19,155	20,848	20,715	21,792	23,070	26,255	25,581	
国（特定財源）								
都（特定財源）	3,647	4,624	3,673	5,114	5,159	10,435	14,782	
その他（特定財源）	49	154	62					
一般財源	15,459	16,070	16,980	16,678	17,911	15,820	10,799	
実績の推移	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
事項名								
直通設置台数（新規・更新）	83	83	171	83	0	0	0	
民間緊通（新規）					162	147	367	
設置台数 民間・直通計	543	598	676	670	727	785	935	
緊急通報協力員数	833	888	919	897	745	583	500	
協力員内謝礼対象者数	517	521	532	717	579	451	400	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用費	協力員謝礼等	2,535	協力員謝礼等	1,884	協力員謝礼等
委託料	システム稼動料等	15,202	システム稼動料等	17,923	システム稼動料等	23,768	
使用料及び賃借料	協力員連絡会会場使用料	17	協力員連絡会会場使用料	17	協力員連絡会会場使用料	17	
役務費	協力員連絡会等通知用郵送料	85	協力員連絡会等通知用郵送料	63	協力員連絡会等通知用郵送料	53	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	設置台数 民間・直通(保管含む) 合計	670	727	785	935	1,115	
②	消防署通報件数（協力員出動件数）	86(48)	81(48)	70(36)	—	—	
③	民間方式機動員出動件数	—	11	59	—	—	

問題点・課題 (指標分析)	・利用者を増やすべく周知を徹底する。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 区) 民間方式の緊急通報システム導入区 20区

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	社会福祉協議会、民生委員協議会、地域包括支援センター等との連携を深め、対象者の把握に努める。	引き続き実施。
②	民間方式の導入に移行した効果を検証しつつ、必要な対象者へ民生委員を通して周知させるとともに、いきいきサロンや町会などの会合で広報活動を行う。	引き続き実施。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	高齢者の見守りを強化するために、利用者の拡大を図る。

議会議況(要旨)	
----------	--



# 事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	高齢者配食見守りサービス事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	三澤	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	高齢者配食見守りサービス事業費(01-02-19)				
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	5年度	根拠法令等	高齢者配食見守りサービス事業実施要領	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	自立生活に不安のある在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に属する者等への支援の一環として、昼食の宅配を活用し、利用者の安否の確認や見守りを行い、孤独感の解消を図る。				
対象者等	申請をした者のうち、以下の基準にすべて該当する者。 65歳以上の在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に属する者 自立生活に不安があるにもかかわらず、日中における安否の確認の手段がない者 身体的状況等により、食事の調理ができずに食事に事欠くなど、栄養補給が十分できない者				
内容	本業務は、適当と認める民間事業者（以下「業者」という。）に委託し、実施する。 月～日曜日（週7日）の昼食を配食する。（配食日数は、事前に調査をして決めるが、介護保険等のサービスを利用する日は配食日から除外する。各業者によって配食可能な曜日と地域は異なる。） 業者が利用者宅まで昼食用の弁当を届け、日中の時間帯における利用者の安否を確認する。 安否確認時に異常があれば、業者を通じて連絡を受けた区が、緊急連絡先等への電話連絡の対応をする。				
	平成24年度における受託事業者一覧				
	業者名	所在地	電話番号	本人負担額	
	花よりだんご	荒川1-11-20	3802-6211	180円～680円	
	NPO法人荒川ケアサポートひだまり	荒川8-1-6	3807-5428	500円	
	北畔	町屋3-29-14	3895-8648	500円～600円	
	(株)NRE大増	西尾久7-48-1	3810-7551	500円～550円	
	宅配クック123	西日暮里6-27-4	5901-4567	300円～400円	
	センターミール城東	足立区千住仲町28-2	5813-5801	350円～600円	
	タイハイ(株)	足立区西新井4-6-5	3898-8604	500円～650円	
	みすず亭	台東区浅草1-29-9	3843-2783	300円	
	まごころ弁当	西尾久7-29-8	5692-4016	200円～650円	
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年度 新たに「介護予防・生活支援事業」で定められたサービスメニューのひとつとなる。また、1食あたりの食材費を340円から400円に見直し、さらに減免措置（住民税非課税者は半額）を廃止する等、受益者負担の適正化を図る。</li> <li>・平成13年度 配食見守り業務の委託先を通所サービスセンターから区内の民間業者へ切り替える。</li> <li>・平成18年度 1食当たりの自己負担額を350～650円（原則400円又は500円）とし、区は委託料として1件当たり350円を事業者に支払う仕組みに変更した。</li> <li>・平成22年度 業務委託する業者数が、6事業者から8事業者に変更となる。</li> <li>・平成23年度 業務委託する業者数が、8事業者から10事業者となる。</li> <li>・平成24年度 業務委託する業者数が、10事業者から9事業者となる。</li> </ul>				
必要性	配食見守りサービスは、自立生活に不安のある一人暮らし高齢者等の安否の確認や見守り等だけではなく、低栄養の状態を防止して、食事面から健康を維持する観点からも必要性が高い。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） サービス利用に当たっての申請の受理や利用評価等の利用承認の決定をするほか、利用者の経過観察や緊急時の対応等を、地域包括支援センターと民間事業者とで連携して行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額		9,783	8,839	8,833	8,833	6,632	8,090	8,521
決算額（24年度は見込み）		7,693	8,453	7,572	7,319	6,598	7,894	8,521
人件費等		3,587	2,733	1,694	4,072	4,360	4,235	
減価償却費						1,453	1,555	
【事務分担量】（%）		42	32	20	50	50	50	
合計（+ +）		11,280	11,186	9,266	11,391	12,411	13,684	8,521
国（特定財源）		3,115	3,423	3,067	2,927	2,639	2,708	0
都（特定財源）		1,557	1,711	1,533	1,463	1,319	1,354	0
その他（特定財源）				2,972	2,929	1,319	2,709	0
一般財源		6,608	6,052	1,694	4,072	7,134	6,913	8,521
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	延べ配食数	21,765	23,929	21,413	20,691	18,623	22,271	24,000
	登録者人数	424	493	495	485	488	445	520
	実利用者数	221	247	233	223	201	240	250

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	一般需用費	印刷製本費（チラシ）	80	印刷製本費（チラシ）	99	印刷製本費（チラシ）	121
	委託料	配食見守り委託料	6,518	配食見守り委託料	7,795	配食見守り委託料	8,400

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
	利用状況（延べ配食数）	20,691	18,623	22,271	24,000	-	24年度は見込み。

（問題点・課題）	<p>・配食見守りサービス事業にもかかわらず、配食ばかりが先行してしまい、見守りの部分が一般的に浸透していない現状である。しかし、高齢者の中には、見守りを必要としないが、配食を希望する声も少なくなく、それに応えるべき方法として、社会資源の活用が必要である。</p> <p>・高齢者の健康を構築するために、配食業者が提供している食事の質及び量等を向上させる必要がある。また、お昼の配食しか行っていないが、夕食のサービスを希望する声もありそれに対して検討をする必要がある。</p>
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 20 区                      未実施 1 区）</p> <p>実施している区のうち、足立区は当区のように業務委託の形態をとっておらず、「あだち配食サービス協力店」（22業者 H24.6.1現在）に直接配食を申し込むこととなっている。</p> <p>昼食・夕食を実施している区は千代田区・中央区・台東区・江東区・品川区・目黒区・渋谷区・葛飾区8区である。</p>

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
緊急時に迅速な対応がとれるよう、業務委託先の業者、地域包括支援センターとの連携をさらに強化する。	引き続き、迅速な対応がとれるように業者と地域包括支援センターとの連携をさらに強化する。
荒川区社会福祉協議会では、「宅配夕食サービス」を行っている。これからは区と連携を取りつつ、利用者の希望に副うようにお弁当業者を1社からいくつか増やし内容も検討していく。	「宅配夕食サービス」を充実したものにするため、利用者の意見を聞きつつ、サービスを充実のあるものにしていく。
業者が作成する献立や調理済みの弁当について、栄養学の視点から考察し、専門的意見として献立の内容や調理方法に反映させる。	引き続き、栄養学の視点から考察し、専門的意見として献立の内容や調理方法に反映させる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	高齢者の見守りを強化するために、利用者の拡大を図る。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	交通安全杖支給事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	小野村 大久保	内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	交通安全杖支給事業費(01-02-08)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 24年度 ○ 23年度)		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 54 年度		根拠法令等	荒川区交通安全杖の支給等に関する事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	杖を使用しなければ歩行困難な高齢者に対し、外出時の補助具となる歩行杖を支給し、日常生活の便に供する。				
対象者等	満65歳以上の前年度住民税非課税者で杖を使用しなければ歩行が困難な者。				
内容	<p>[手続き]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請（本人・家族・ケアマネ・民生委員）を窓口で受付、必要性と支給要件を確認、支給決定（決定通知と杖を支給）する。</li> <li>本人の身長や持ち具合を見て、長さを調整する。（切断）</li> <li>*今年度より窓口で本人が直接手続き。受領ができるようになった。</li> </ul> <p>[杖の種類及び価格]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>T字杖（重量280g～300gの範囲、ウレタン樹脂製の握り）</li> <li>Sサイズ（790<sup>mm</sup>×19φ） Lサイズ（850<sup>mm</sup>×19φ） Tサイズ（900<sup>mm</sup>×19φ）</li> </ul>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和54年1月に開始、平成元年4月に地域振興部から事業移管された。</li> <li>平成10年度より所得制限（前年度住民税非課税者）を導入し、平成13年度以降は杖の再交付を廃止した。</li> <li>平成14年度、交通災害共済の廃止に伴い、区独自の区民交通傷害保険（月加入）に加入する。</li> <li>平成15年度、区独自の区民交通傷害保険（月加入）方式が廃止となり、保険の加入を廃止した。</li> <li>平成16年度より区の直営となる。（平成元年4月から平成15年度までは、社会福祉協議会に委託）</li> </ul>				
必要性	杖を使用しなければ歩行困難な者に対し外出時の歩行補助具である杖を支給することは、交通安全対策と介護予防の一助となっており必要である。				
実施方法	（ 1直営 ） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	507	368	158	158	210	394	315	
①決算額（24年度は見込み）	263	368	0	158	210	394	315	
②人件費等	1,025	854	414	489	558	545		
③減価償却費					581	622		
【事務分担量】（%）	12	10	12	20	20	20		
合計（①+②+③）	1,288	1,222	414	647	1,349	1,561	315	
国（特定財源）								
都（特定財源）	131	184	0	79	105	196	158	
その他（特定財源）								
一般財源	1,157	1,038	414	568	1,244	1,365	157	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	支給者数（24年度は見込）	105	121	126	154	131	119	120

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
一般需用費	交通安全杖	210		交通安全杖	394	交通安全杖	315

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
①	交通安全杖支給数	154	131	119	120	—	
②							
③							

（問題点・課題分析）	○杖の種類は、S（79センチ）、L（85センチ）、T（90センチ）の3種類を用意しており、在庫数確認を随時行い、適正な支給ができるよう管理する。
	（実施 6 区 未実施 16 区） 中央、新宿、文京、大田、練馬、足立区 その他 シルバーカー・車椅子等の貸与を実施している区 18区

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	利用者の使いやすいサイズを支給できるよう、より聴取調査を充実させる。	引き続き実施
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	高齢者が安全に外出できるよう支援する。

（議会要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	軽度要介護者等寝台賃借料補助事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	保坂	内線	2667
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	特殊寝台貸与自己負担軽減費(01-02-14)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	18年度	根拠	荒川区軽度要介護者等寝台賃借料補助金交付要綱	
終期設定	● 有 ○ 無	24年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	介護保険法の改正により、軽度の要介護者等に対する寝台の貸与が保険給付等の対象でなくなったことに伴い、保険給付等として寝台の貸与を受けていた者に対して、自己の負担により寝台の賃借を行う場合の費用の一部を補助することにより、負担の軽減を図るものとする。				
対象者等	要支援1・2又は要介護1の認定を受けた者で、次の要件の全てを満たす者 ① 18年3月31日現在、介護保険給付等により特殊寝台の貸与を受けていた者 ② 寝台の貸与が必要と区長が認めた者 ③ 介護保険の利用者負担段階が第1段階から第3段階までの者又は生活保護受給者				
内容	[賃借助成] 補助限度額 月額1,500円を上限とする。				
経過	○ 本事業は、18年10月から20年3月までと、時限を定めて導入。なお、購入助成については、18年度の実施 [購入助成]（18年度のみ） 1 補助対象経費 18年4月1日から19年3月31日までの期間に支払った寝台購入費の1/2。ただし、生活保護受給者は10/10 2 補助限度額 27,000円。ただし、生活保護受給者は54,000円 ○ 助成対象者の現状を踏まえ、賃借料補助については24年3月まで延長				
必要性	法改正に伴う経過措置であり、一定の必要性はある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)				
	1 補助金の請求	申請者は、補助対象経費として支出した寝台賃借料3月分をまとめて、当該支出をした最終月の翌月末までに、請求書に領収書等を添えて補助金の請求を行う。			
	2 補助金の交付	区長は、請求内容を審査のうえ、速やかに補助金を交付する。			

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	1,172	945	738	540	342	198	126	
①決算額(24年度は見込)	1,172	497	311	200	152	107	126	
②人件費等	1,879	2,306	414	245	279	273		
③減価償却費					291	311		
【事務分担当】(%)	22	27	12	10	10	10		
合計(①+②+③)	3,051	2,803	725	445	722	691	126	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	3,051	2,803	725	445	722	691	126	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	対象者数	55	52	41	19	11	10	6
	利用者数(24年度は見込)	39	39	23	16	11	7	6
	賃借助成件数(延べ24年度は見込み)	109	331	208	135	103	71	72
	購入助成件数(延べ)	33	-					

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	寝台賃借料補助		152	寝台賃借料補助	107	寝台賃借料補助

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	補助件数（延べ）	135	103	71	72	—	
②							
③							

（問題点・課題分析）	介護保険法の改正に伴う経過措置であり、助成対象者数の推移等を踏まえたうえで、事業終了について検討する必要がある。
他区の実況	（実施 区 未実施 22 区） なし

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成18年度～20年度末までの期限付き事業であり、新規受付は行っていない。平成20年度41人の対象者が23年度は10人で請求者は7人のみ。事業終了の時期について検討する。24年度6人（うち3人 生保受給）	廃止を検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	改善・見直し	経過措置を踏まえ、事業の必要性を検討する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	高齢者マッサージ事業 (在宅介護者マッサージ事業)	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	宮島	内線	2667
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(24年度)	高齢者マッサージ事業費(01-02-18)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 24年度 ○ 23年度)		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	17 年度	根拠	在宅介護者元気回復マッサージサービス事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	在宅で高齢者を介護している家族などである介護者に対し、無料マッサージ券を支給することによって介護者の慰労及び心身のリフレッシュを図る。				
対象者等	65歳以上の要介護4・5の者を在宅で介護する者(主たる介護者)。ただし、要介護者が長期入所・長期入院している場合は除く。				
内容	在宅で高齢者を介護している家族などである介護者に対して、無料マッサージ券(1人年2回)を支給する。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の高齢者のリハビリを補完するものとして在宅高齢者通所サービスセンターで通所者を対象にマッサージを実施していたが、介護報酬による運営に移行したことにより在宅高齢者通所サービスセンターとしてのマッサージ事業が廃止されたため、15年度から区が引き継いで実施した。</li> <li>・16年度から社会福祉協議会で実施しているマッサージ事業と調整を図り利用者負担を導入。</li> <li>・17年度から、社会福祉協議会がひろば館を会場として実施していたマッサージ事業と区で引き継いだ通所サービスセンターで実施しているマッサージ事業を廃止する。</li> <li>・18年度から要介護4・5の者を在宅で介護する者に対して実施。</li> </ul>				
必要性	在宅で高齢者を介護している家族等の介護者の慰労及び心身リフレッシュを図る。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員)				
	区が荒川区鍼灸按摩マッサージ師会と契約を締結し(1回5,000円、実績払い)、サービス利用者の希望に応じて自宅または施術所において、区が利用者に対して発行する無料マッサージ券(1人年2回分)と引き換えにマッサージを行う。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	4,208	4,210	1,548	4,112	4,112	1,828	1,982	
①決算額(24年度は見込み)	2,042	1,392	1,548	1,581	1,770	1,397	1,982	
②人件費等	1,708	1,879	678	1,629	279	273		
③減価償却費					291	311		
【事務分担当】(%)	20	20	8	20	10	10		
合計(①+②+③)	3,750	3,271	2,226	3,210	2,340	1,981	1,982	
国(特定財源)		563	606	632	707	558	0	
都(特定財源)		281	303	316	353	280	0	
その他(特定財源)		548	639	633	636	559	0	
一般財源	3,750	1,879	678	1,629	644	584	1,982	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	延べ利用者数(23年度は1月末現在)	390	264	297	298	320	265	368
	対象者数	1,778	1,374	1,040	1,526	1,430	1,081	1,998
	(24年度は見込み)							

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費	消耗品	13	17	消耗品	18	消耗品	18
役務費	郵便料	72	55	郵便料	124	郵便料	124
委託料	マッサージ委託	1,685	1,325	マッサージ委託	1,840	マッサージ委託	1,840

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	延べ利用者	298	320	265	368	—	24年度は見込み
②							
③							

(問題点・課題分析)	<p>事業委託している「荒川区マッサージ師会」の登録事業者数が10店舗であり、地域も偏っていることから利用するにあたり不便である。店舗数を増やしたい。 利用率が低いことから、マッサージ以外の方法も検討したい。</p>
他区の実況	<p>(実施 2 区 未実施 20 区)</p> <p>台東区：申請制で3,000円相当のマッサージ券か鮎券が選択できる。 江戸川区：ボランティアによる自宅で介護している方や介護される方、乳幼児の子育て中の保護者のマッサージを実施</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	「荒川区マッサージ師会」に店舗数を増やすよう依頼する。マッサージ師からの問い合わせには、積極的に加入するよう勧めてもらう。	利用者が選べる店舗が増え、より近隣の店舗を選択できるよう、引き続き要望していく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	利用店舗拡充を図るため、事業者と調整を図る。

況議会(要旨)問状	
-----------	--



事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	高齢者みまもりステーション運営事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	吹谷	内線	2661
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	高齢者みまもりステーション運営事業費（01-25-01）				
事務事業の種類	● 新規事業（○ 24年度 ● 23年度）		○ 建設事業	○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	23 年度	根拠	シルバー交番設置事業実施要綱（都）、荒川区	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	高齢者みまもりステーション事業実施要綱	
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕			
目的	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、その生活実態の把握や、地域の関係機関（町会・自治会、民生委員、地域包括支援センター等）と連携して高齢者に対する見守りや安否確認を行うとともに、緊急通報システムを活用した緊急時の対応等の必要な支援を行うことにより、在宅高齢者の安全、安心を確保することを目的とする。				
対象者等	原則として65歳以上の者並びにその家族及び親族				
内容	<p>区、地域包括支援センター、その他関係する機関等と連携を図りながら、次に掲げる業務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>総合相談、実態把握及び安否確認             <ol style="list-style-type: none"> <li>在宅高齢者等に関する相談対応、生活実態の把握及び情報収集（実態把握に基づく台帳の作成）</li> <li>戸別訪問や電話連絡による安否確認</li> <li>介護・福祉サービスに関する情報提供及び専門機関の紹介</li> </ol> </li> <li>みまもりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の構築、関係機関等との連携及び支援             <ol style="list-style-type: none"> <li>ネットワークの構築及び強化</li> <li>戸別訪問や電話連絡による見守り、関係機関等に対する見守り活動の支援及び助言</li> <li>見守りや支援が必要な高齢者に対するネットワーク事業及び介護・福祉サービス等の登録勧奨</li> </ol> </li> <li>民間緊急通報システム（以下「システム」という。）事業の利用勧奨及び発報情報に基づく実態把握見守りや支援が必要な高齢者に対するシステムの利用勧奨、システムの発報時における安否確認</li> <li>ネットワーク会議（以下「会議」という。）等の開催及び運営並びに関係機関等との連携             <ol style="list-style-type: none"> <li>年3回の会議の開催及び運営、並びに関係機関等との情報交換及び課題検討</li> <li>区職員及び高齢者みまもりステーション職員による実務検討</li> </ol> </li> <li>その他必要と認められる業務</li> </ol>				
経過	平成23年7月 開設				
必要性	高齢者みまもりステーション（以下「ステーション」という。）は、在宅高齢者の安全・安心を確保することを目的として、地域包括支援センターの相談支援業務を支援・補完するとともに、地域の高齢者のネットワークの構築、高齢者の生活実態の把握及び安否確認等の業務を専門的に行っていくことから、その必要性は非常に高いといえる。				
実施方法	<p>（3委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターの運営に関する委託業務を受託している社会福祉法人に委託する。</li> <li>原則、相談員1名（原則として、社会福祉士又は主任介護支援専門員の資格を有する者）及び事務職員1名（相談員の業務を補佐する者）の計2名により実施している。</li> <li>各地域包括支援センターに併設して実施する。</li> </ol>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額					—	52,460	46,699	
①決算額（24年度は見込み）					—	41,971	46,699	
②人件費等						2,541		
③減価償却費						933		
【事務分担量】（%）						30		
合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	45,445	46,699	
国（特定財源）						14,994	0	
都（特定財源）						12,914	23,349	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	17,537	23,350	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	高齢者みまもりステーション設置数	—	—	—	—	—	5	5

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料		—	業務委託料	40,811	業務委託料	43,000
			—	システム設置経費	11	システム設置経費	3,699

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	相談件数			3,015	5,100	7,550	
②	相談員による見守り訪問回数			2,529	3,600	4,800	実態把握を含む
③	緊急通報システム設置数			789	995	1,175	疾病要件該当、非該当の総件数

(問題点・課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステーションが、地域の高齢者に関する身近な相談窓口として機能を果たすために、多くの区民の方々に認知してもらう必要がある。</li> <li>・ネットワークの構築を推進するために、既存の関係機関等との連携を強化するだけでなく、多くの高齢者が利用する医療機関・公衆浴場・地域の商店等の地域の社会資源を最大限に活用しながら、「高齢者の見守り」のネットワークを整備していく必要がある。</li> </ul>
他区の実況	（実施 4 区 未実施 18 区） 墨田、豊島、港、品川

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	町会・自治会役員、民生委員や高年者クラブ等を対象に「みまもり講座」を開催して、みまもる側に向けた具体的なみまもり方法の周知を図る。	引き続き、町会・自治会役員、民生委員や高年者クラブ等を対象に「みまもり講座」を開催して、みまもる側に向けた具体的なみまもり方法の周知を図る。
②	地域の関係機関との連携を強化し、対象者や親族等、みまもられる側に向けてみまもりステーションの認知度を向上させ、相談しやすい環境の構築を図る。	引き続き、対象者や親族等、みまもられる側に向けてみまもりステーションの認知度を向上させ、相談しやすい環境の構築を図る。
③	担当する高齢者人口が特に多い地域については、箇所数の増加を検討していく。	担当する高齢者人口が特に多い地域について、地域包括支援センターの設置数増加に合わせて箇所数を増加する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の安否確認、実態把握を行うとともに、地域で高齢者を見守る拠点となるよう関係機関と連携を図る。

(議会議要旨)	
---------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	高齢者みまもりネットワーク事業 (ネットワーク)	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	吹谷	内線	2661
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(24年度)	高齢者みまもりネットワーク事業費(01-02-12)				
事務事業の種類	● 新規事業 (○ 24年度 ● 23年度)		○ 建設事業	○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	23 年度	根拠	荒川区高齢者みまもりネットワーク事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	区と地域の関係機関等とが相互に連携して高齢者に対する見守り活動（以下「見守り等」という。）を行う見守りのネットワーク（以下「みまもりネットワーク」という。）を構築することにより、高齢者の孤独感を解消し、また緊急時又は災害時には高齢者に対して迅速に対処できる仕組みを整備することにより、区内の在宅高齢者の安全を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを行う。				
対象者等	区内に住所を有する在宅高齢者のうち、次のいずれかに該当し、区に申請をしたもの (1) 75歳以上の一人暮らしの高齢者世帯又は75歳以上の高齢者のみの世帯にある者 (2) 介護保険における要介護3以上の認定を受けている者 (3) その他日中一人暮らし高齢者で介護、見守り等が必要であると認める者				
内容	次に掲げる事業内容を実施する。 (1) みまもりネットワークの構築及びその構築に必要な総合的な連絡及び調整等の実施 (2) 広報及び普及啓発の活動の実施 (3) みまもり名簿の作成及び更新並びに関係機関等へのみまもり名簿の提供 (4) 高齢者に対するひと声運動、日ごろの見守り等及び個別支援の実施 (5) 緊急時又は災害時における安否確認、救援活動等の実施 (6) 緊急通報システム事業、配食見守りサービス事業、新聞販売店による見守り活動、救急医療情報キット配付事業及びごみの戸別収集事業における事業登録者の利用履歴及び利用状況の把握 (7) みまもりネットワーク連絡会等の関係者会議（以下「会議等」という。）の開催 (8) ネットワーク連絡会等における見守り活動の事例紹介、区及び関係機関間の情報交換、課題検討 (9) その他、必要と認められること				
経過	平成13年度 本事業の前身である「支えあい見守りあいネットワーク事業」を区内の一部地域で開始 平成14年度以降は、区内の全地域に拡大して実施 平成23年度 目的の類似する既存事業を統合・整理を行い、本事業を開始				
必要性	見守り活動を希望する一人暮らし高齢者等に対して行う平常時の声掛け、安否確認及び災害時の避難援助、救援活動の効率化を図るとともに、区と関係機関との情報の交換・共有ができる場を設けることは、今後の見守り活動のさらなる充実を図れることから、その必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 区が、見守りを希望する高齢者を「みまもり名簿」に登録して、区、地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション、民生委員、町会・自治会等の関係機関で共有し、名簿を有する機関は、当該名簿登録者を平常時の声掛け・見守り、緊急時における迅速かつ適切な対応及び災害時の避難援助・救援活動等を行う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	164	148	159	3,358	372	9,181	7,156	
①決算額(24年度は見込み)	118	104	137	2,698	24	6,339	7,156	
②人件費等	1,025	854	847	2,036	3,488	9,250		
③減価償却費					1,162	3,608		
【事務分担当】(%)	12	10	10	25	40	116		
合計(①+②+③)	1,143	958	984	4,734	4,674	19,197	7,156	
国(特定財源)								
都(特定財源)						5,171	3,577	
その他(特定財源)								
一般財源	1,143	958	984	4,734	4,674	14,026	3,579	
実績の推移	事項名							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
登録者人数	4,079	3,847	3,804	3,914	3,768	4,432	5,000	
会議等の開催回数	0	0	0	0	0	21	35	
ひと声運動対象者のべ人数	4,221	4,209	4,095	4,023	3,856	7,491	8,200	
関係機関数	6	6	6	6	7	7	8	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	賃金			臨時職員雇用	309		
	報償費			講演会講師報償	39	講演会講師報償	39
	一般需用費	消耗品費・印刷製本費	24	消耗品費・印刷製本費	5,494	消耗品費・印刷製本費	1,033
	食糧費	連絡会用お茶	0	連絡会用お茶	0		
	役務費	郵送料	0	郵送料	875	郵送料・手数料	541
	委託料			封入作業委託	0	システム改修委託	5,513
	使用料			会場使用料	18	会場使用料	30

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	登録者人数	3,914	3,768	4,432	5,000	5,600	年度末時点の人数
②	民生委員1人当たりの対象者 人数の平均	20.0	19.1	22.2	26.0	28.0	見守り活動民生委員数200名
③	みまもりツールの利用率			1.95	2.10	2.20	見守りサービス（一声、緊急通報システム、 キット、配食、新聞）の利用率

（問題点・課題）	自主的かつ積極的な見守り活動を確保するために必要な意識啓発、地域の機運づくりを行い、さらなる関係機関の増加を図る。 登録者の増加傾向に対応するため、関係機関による見守り活動の負担軽減を検討すること。 災害時における安否確認や救援活動について、区及び関係機関の具体的な役割や取組内容を決めていくこと。
	（実施 15 区 未実施 7 区） 港、新宿、台東、墨田、品川、目黒、大田、杉並、豊島、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川 （※荒川区とほぼ同様の趣旨・目的・方法で実施している自治体を掲載した。）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	高齢者の実体把握のため、関係機関の拡大と、各対象者の心身、居住、健康等の様々な状況に応じたみまもりツールの普及を図る。	引き続き、高齢者の実体把握のため、関係機関の拡大と、各対象者の心身、居住、健康等の様々な状況に応じたみまもりツールの普及を図る。
②	登録者の情報を管理するシステムを構築し、適切な安否確認および、関係機関への情報提供を行う。	適切な安否確認と、情報提供の見直しを行う。
③	区及び関係機関が共通の認識の下で、災害時における具体的な安否確認や救援活動を実施できるよう、マニュアルや業務フローの策定を検討する。	区及び関係機関が共通の認識の下で、災害時における具体的な安否確認や救援活動を実施できるよう、マニュアルや業務フローを策定する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の実態を把握し、地域で見守る仕組みを構築する。

議会議決要旨	平成20年三定 「高齢者等要支援者マップ」の作成について
--------	------------------------------

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	高齢者みまもりネットワーク事業（救急医療情報キット配布事業）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	鶴岡	内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	高齢者みまもりネットワーク事業費(01-02-12)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	22 年度	根拠	荒川区におけるひとり暮らし高齢者等の見守り活動に関する協定書	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	救急隊が救急処置や救急搬送を速やかに行えるようにするため、必要な医療情報を記載したシート等を保管する「救急医療情報キット」（以下「キット」という。）を配付して見守りを必要とするひとり暮らし高齢者の方の不安の軽減を図る。				
対象者等	高齢者みまもりネットワーク事業における、みまもり名簿に登載されている者				
内容	<p>【概要】</p> <p>キットとは、「かかりつけ医」等の医療情報を記載したシート、「健康保険証」等の写しを入れ自宅に保管、高齢者の情報を伝えるための専用の容器である。</p> <p>救急時に、駆けつけた救急隊が、キットに保管されている医療情報等から、救急活動に必要な情報を迅速かつ適切に把握できるため、速やかな救急処置や救急搬送、搬送先の医療機関との円滑な連携が期待できる。なお、キットの保管場所は各家庭内にある冷蔵庫としている。</p> <p>【保管場所を冷蔵庫内とする理由】</p> <p>冷蔵庫がほとんどの家庭の台所にあり、そこを保管場所とすることで、救急隊員が容易にキットを探し出せる。また、玄関扉の内側と冷蔵庫正面に保管を示すステッカーを貼付することで、救急隊員に知らせることができる。</p> <p>【キット容器内に保管するもの】</p> <p>①救急情報シート（氏名、住所、性別、生年月日、かかりつけ医、服薬情報、持病、緊急連絡先等を記載する用紙）</p> <p>②写真（ご本人であることを確認できるもの）</p> <p>③健康保険証、診察券、薬剤情報提供書またはお薬手帳の各写し</p> <p>※②及び③は本人に用意いただく。</p>				
経過	平成23年3月～事業実施				
必要性	対象者が急変した時に、救急隊が必要な医療情報を的確に把握して迅速に救急救命活動が行えるとともに、これまで多くの自治体で配付され、荒川区においても、このキットが有効に活用されたという事例もあることから、その必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 荒川区高齢者見守りネットワーク事業における見守り名簿に登載された者のうち、キットの利用を希望する者には無償で支給する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額					2,232	575	1,271	
①決算額（24年度は見込み）					1,587	196	1,271	
②人件費等					1,744	2,117		
③減価償却費					581	778		
【事務分担量】（%）					20	25		
合計（①+②+③）	0	0	0	0	3,912	3,091	1,271	
国（特定財源）								
都（特定財源）					1,116	287	635	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	2,796	2,804	636	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	救急医療情報キットの配付数	—	—	—	—	2,316	2,072	4,000

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		需用費	消耗品購入費	1,116	消耗品購入費	120	消耗品購入費
	印刷製本費	243	印刷製本費	76	印刷製本費	263	
役務費	郵送料	228					

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
①	キット配付実績	—	2,316	2,072	4,000	5,000	
②							
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急時にキットが効果的に活用されるために、平常時からキットに保管する救急情報シートの記載内容を常に最新の内容にしておく必要がある。</li> <li>キット利用者自身で救急情報シートの他に、健康保険証、診察券、お薬手帳等の写しを準備の上、保管することが難しいといえる。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 7 区 未実施 15 区） 港、中央、千代田、江東、足立、練馬、葛飾

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	配付対象者を拡大していくために周知をしていくとともに、すでにキットを持っている方については、救急情報シートの内容を更新できるよう支援する。	引き続き実施。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	対象者の拡大を検討する。

議会議案（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	敬老週間事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	菅野	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	敬老週間事業費(01-04-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成 46 年度		根拠	荒川区敬老祝品贈呈事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区山谷地域敬老会事業補助金交付要綱	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市【I】			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成【02】			
	施策	高齢者の在宅生活の支援【02-03】			
目的	①100歳を超える者（以下「長寿者」という。）満百歳を迎える者（以下「新百歳」という。）並びに数え年で白寿、米寿及び喜寿を迎える者に対して敬老祝品を贈呈することにより、区内にお住まいの高齢者に対して敬意を表するとともに、ご長寿とご健康をお祝いする。 ②地域のレクリエーションを主催する公益財団法人城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）に補助金を交付して、山谷地域にある簡易宿泊所に宿泊する高齢者の慰安と激励を図る。				
対象者等	①荒川区に住所を有する高齢者のうち、以下の要件に該当する方。 長寿者：明治45年1月1日以前の生まれ 新百歳：明治45年1月2日～大正2年1月1日生まれ 白寿：大正3年生まれ 米寿：大正14年生まれ 喜寿：昭和11年生まれ ②(財)城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）				
内容	①敬老祝品の贈呈 長寿者、新百歳については祝金（長寿者：10,000円、新百歳：50,000円）、白寿、米寿、喜寿については荒川区商店街連合会が発行する荒川区区内共通お買い物券を贈呈する。（白寿：20,000円、米寿：10,000円、喜寿：3,000円） ・白寿、米寿及び喜寿の方には、8月下旬頃（予定）から民生委員が対象者宅を直接訪問して贈呈する。 ・長寿者及び新百歳の方には、事前に表敬訪問の希望の有無に関する意向調査を行い、訪問を希望する者には区長等が訪問の上、敬老祝品とともに花束を贈呈する。訪問を辞退した方には担当職員及び民生委員が訪問の上、敬老祝品のみを贈呈する。 ②山谷地域敬老会への補助 (財)城北労働・福祉センター(山谷地域敬老会)の敬老事業(レクリエーション事業)に対して補助金を交付する。				
経過	・敬老金（75歳以上）昭和33年度開始～平成9年度に廃止する。 ・表敬訪問（95歳以上）昭和46年度開始～平成9年度に廃止する。 ・長寿者祝金（100歳以上）昭和62年度開始～平成12年度に廃止する。 ・敬老祝品 昭和40年度開始 記念品を贈呈（喜寿・米寿） 平成10年度改正 敬老金と表敬訪問の廃止に伴い、敬老祝品の贈呈の対象者に白寿を追加する。 平成11年度改正 敬老祝品を各種記念品から区内共通お買い物券（金額は現在の金額）へ変更する。 平成13年度改正 長寿者祝金の廃止に伴い、敬老祝品の贈呈の対象者に新百歳を追加する。長寿者には、表敬訪問を希望した方について花束を贈呈する。 平成23年度改正 敬老祝品贈呈対象者に長寿者を追加する。長寿者および新百歳については、祝金とする。白寿及び喜寿について贈呈金額を変更する。 ・山谷地域敬老会補助 昭和61年度開始150,000円 平成13年度改正240,000円（台東区と同額に変更）				
必要性	区民のご長寿をお祝いする事業は各自治体においても重視しており、とりわけ23区の中でも高齢化率の高い当区にとっては、本事業の必要性は高い。（贈呈した荒川区区内共通お買い物券の利用率は9割以上である）				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ①敬老祝品の贈呈 ・対象者宅を区職員や民生委員が直接訪問の上、敬老祝品を贈呈する。 ・敬老祝品の包装、仕分け等の軽作業を荒川区シルバー人材センターへ委託する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	17,510	18,918	18,876	20,409	20,433	18,937	18,651	
①決算額（24年度は見込み）	16,902	17,949	18,692	19,290	20,066	18,285	18,651	
②人件費等	2,733	2,477	2,033	1,222	1,308	1,694		
③減価償却費					436	622		
【事務分担量】（%）	32	817	24	15	15	20		
合計（①+②+③）	19,635	20,426	20,725	20,512	21,810	20,601	18,651	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	19,635	20,426	20,725	20,512	21,810	20,601	18,651	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	喜寿（10月末現在）	1,641	1,663	1,822	1,907	1,886	2,181	2,155
	米寿（10月末現在）	603	620	629	630	701	697	835
	白寿（10月末現在）	48	53	54	52	57	68	71
	新百歳（10月末現在）	16	28	24	28	27	26	25
	長寿者（10月末現在）	4	8	10	9	23	46	55

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用費	敬老祝品	19,500	敬老祝品	14,873	敬老祝品
	その他消耗品	203	その他消耗品	197	その他消耗品	222	
	祝辞印刷	58	祝辞印刷	65	祝辞印刷	69	
役務費	高齢者訪問意向調査郵送料	7	長寿慶祝の会郵送料	1,079	高齢者訪問意向調査郵送料	7	
委託料	祝品包装作業委託	58	祝品包装作業委託	71	祝品包装作業委託	78	
負担金補助及び交付金	山谷敬老会への補助	240	山谷敬老会への補助	240	山谷敬老会への補助	240	
			祝金（新百歳・長寿者）	1,760	祝金（新百歳・長寿者）	1,800	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
①	敬老祝品贈呈数	2,617	2,671	3,018	3,141	—	
②	対象者人数	2,721	2,741	3,142	3,141	—	
③	安否確認率	—	100	100	100	—	

(問題点・課題分析)	・高齢者人口の増加に伴い、敬老祝品を贈呈する対象者についても増加の一途である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 各区で、敬老祝品の贈呈対象者や贈呈する品の内容に差異があるものの、全区で敬老週間行事の一環として敬老祝品の贈呈や表敬訪問を実施している。

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	他区状況を鑑み、対象者等の検討をする。	引き続き検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	高齢者の長寿を祝うとともに、高齢者の実態を把握する。

況議(要質問状)	
----------	--



事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	養護老人ホーム措置	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	本木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(24年度)	養護老人ホーム(01-01-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○24年度 ○23年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成	41年度	根拠	老人福祉法第11条第1項第1号	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	荒川区老人ホーム入所判定委員会設置要綱	
実施基準	●法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 [I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。				
対象者等	環境上及び経済的理由により居宅において生活することが困難な65歳以上（特段の事情のある場合は65歳未満も含む）の者で低所得者。				
内容	<p>養護老人ホームは、老人福祉法第11条に規定されている老人福祉施設である。区では都内・近隣の施設に入所措置している。</p> <p>[措置要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として65歳以上</li> <li>・経済上(生保受給者等)、環境上(簡易宿泊所・更生施設入所、家庭環境、居住環境等)の理由により、居宅において生活することが困難な者</li> </ul> <p>[措置手続]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所申請受理 → ・実態調査(訪問・面接) → ・入所判定委員会 → ・入所(立会い・移送)</li> </ul> <p>[入所判定委員会委員の構成]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師2名(荒川区医師会推薦医師)</li> <li>・養護老人ホーム施設長</li> <li>・荒川区保健所長 ・高齢者福祉課長</li> <li>・老人福祉指導主事(高齢者相談支援係長) ・老人福祉担当者(ケースワーカー)</li> </ul> <p>[自己負担金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収金額 前年収入に応じ国が定めた基準(平成18年1月24日 老発第0124001号 「老人福祉法第11条による措置事務の実施に係る基準」)に基づき徴収する。毎年7月1日に改定する。</li> <li>・徴収方法 当月分納付書を翌月に入所者又は扶養義務者宛てに郵送。滞納が生じた場合は、滞納している者と区で分納計画を取り交わし徴収している。</li> </ul>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>●昭和41年より、老人福祉法11条を根拠に実施。</li> <li>●平成12年10月～ 費用徴収基準1階層の者については、介護保険料が措置費に加算される。</li> <li>●平成14年4月1日 区内養護老人ホーム(千寿苑)開設。(60床中荒川区枠は17床、残りは台東区枠)</li> <li>●平成18年4月より、法改正で外部の介護保険サービス併用可(将来的にはケアハウスの形態に転換)</li> </ul>				
必要性	法定措置事務として、要援護高齢者を支援するために継続して実施する必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	184,396	184,396	183,452	187,222	183,744	179,931	190,490	
①決算額(24年度は見込み)	165,474	165,474	183,448	186,096	175,327	176,934	190,490	
②人件費等	11,529	11,529	2,541	2,118	994	968		
③減価償却費					726	778		
【事務分担量】(%)	135	135	30	40	25	25		
合計(①+②+③)	177,003	177,003	185,989	188,214	177,047	178,680	190,490	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)	15,768	15,768	18,891	19,048	18,215	22,998	22,153	
一般財源	161,235	161,235	167,098	169,166	158,832	155,682	168,337	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	措置件数(継続数措置件数)	85	85	91	87	82	82	89
	措置施設数	22	22	23	23	20	21	21

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算見込）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	支払代行事務	564	支払代行事務	566	支払代行事務	599
	扶助費	措置費	174,763	措置費	176,368	措置費	189,891

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	① 措置件数	87	82	82	89	—	各年度末実績、24年度は見込
	② 措置実施施設数	23	20	21	21	—	各年度末実績、24年度は見込
	③ 養護老人ホーム入退所者数	8/12	19/21	23/23	—	—	各年度末実績、 入所者数/退所者数

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホーム入所後、集団生活・規律生活へ順応できず自己の意思により退所する事例がある。</li> <li>・身体状況から特別養護老人ホームの入所が適当となった場合に、すみやかに特別養護老人ホームに移行できるよう支援するシステムが必要である。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	被措置者との対面指導を強化し、自己判断による退所を抑制する。	被措置者との対面指導の強化を継続する。
②		
③		

24年度設定	25年度設定	分類についての説明・意見等
継続	継続	法定措置事務であり、必要とする高齢者を適切に措置できるよう支援する。

議会議況 (要旨)	
--------------	--

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホーム（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	本木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(24年度)	特別養護老人ホーム(01-01-02)				
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	12年度	根拠	老人福祉法第11条第1項第2号	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区における老人福祉法に規定するやむをえない事由による措置に関する要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 [ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [ 02 ]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [ 02-03 ]			
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な高齢者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する施設に通常の方法により入所することが著しく困難であると認めるときに、特別養護老人ホームに措置入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。				
対象者等	本人または親族等では適切な介護サービスを受けるための契約の締結が困難な高齢者				
内容	<p>老人福祉法に基づき福祉事務所長が施設の入所手続きを行う。                      家族による経済的虐待等を受けており本人負担が困難な場合は、施設利用料を扶助する。</p> <p>[ 措置要件 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護認定において要介護状態に該当</li> <li>・ 健康状態が入院加療を要する病態でないこと、及び感染症を有し他の入所者に感染させる恐れがないこと</li> <li>・ やむを得ない事由により、本人及び家族の意思による入所が困難であること</li> </ul> <p>&lt; やむを得ない事由 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が家族等の虐待又は介護放棄を受けている場合</li> <li>・ 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合</li> </ul> <p>[ 措置手続 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所申請受理</li> <li>・ 実態調査（訪問・面接）</li> <li>・ 入所判定委員会</li> <li>・ 入所（立会い・移送）</li> </ul> <p>[ 扶助内容 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本サービス 利用額 × 1割 × 日数</li> <li>・ 保険外負担金（居住費 + 食費 + その他措置に要する費用） × 日数</li> <li>・ 移送費</li> </ul> <p>[ 自己負担金 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徴収金額</li> <li style="padding-left: 20px;">利用料扶助費全額</li> <li>・ 徴収方法</li> </ul> <p>当月分の措置費の納入書を翌月に本人宛（施設）に送付。経済的虐待を受けていた場合等で、措置時に負担金額の納入に必要な収入が確保できなかった場合は、収入の充当ができた時、成年後見人が選任された時、または、支弁に応じる家族が現れた時点で入所時に遡及して徴収する。</p>				
経過	平成12～15年度 利用実績なし 平成16年度 1件 平成17年度 0件 平成18年度 2件 平成19年度 15件 平成20年度 9件 平成21年度 6件 平成22年度 6件 平成23年度 5件				
必要性	法定措置事務として、要介護高齢者の健康の保持と生活の安定を図るために、必要な事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	806	791	2,879	1,370	3,122	3,173	2,131	
決算額（24年度は見込み）	104	2,671	2,879	865	947	496	2,131	
人件費等	11,102	12,383	9,317	4,072	4,360	4,235		
減価償却費					1,453	1,555		
【事務分担当量】（%）	130	145	110	50	50	50		
合計（+ +）	11,206	15,054	12,196	4,937	6,760	6,286	2,131	
国（特定財源）	0							
都（特定財源）	0							
その他（特定財源）	0	902	2,566	862	320	496	2,131	
一般財源	11,206	14,152	9,630	4,075	6,440	5,790	0	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	措置件数（継続含む）	2	15	9	6	6	5	6
	措置施設数（継続含む）	1	9	7	4	3	3	3

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	介護給付本人負担分	947	介護給付本人負担分	496	介護給付本人負担分	2,131

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	措置件数（継続含む）	6	6	5	6	-	24年度は見込
	措置施設数（継続含む）	4	3	3	3	-	24年度は見込

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内特養と一部の区外特養については、措置先の確保の協力が定着してきているが、さらに必要時に措置できるように、措置先を安定的に確保することが必要である。</li> <li>・近年措置件数が急増しており、迅速な対応が困難になっている。</li> </ul>
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
近隣の新規施設や空床について、定期的に情報収集を行う。	近隣の新規施設や空床の情報収集を継続して行う。
荒川区が助成している区外12特養との連携強化に向けた方策を検討する。	措置依頼協力の連携を深めるため、荒川区が助成している区外12特養との懇談会等を開催する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	法定措置事務であり、必要とする高齢者を適切に措置できるよう支援する。

況（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	介護サービス事業（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	本木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(24年度)	介護サービス事業費(01-02-01)				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成	12年度	根拠	老人福祉法第10条の4	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱	
実施基準	●法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 [I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者又は認知症等により日常生活に支障のある者が、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であると認められる場合に、当該高齢者の生活の場の確保を回復を図るため、区が措置により居宅介護支援等の介護サービスを提供する。				
対象者等	<高齢者緊急一時保護> ①家庭の事情等により一時的に在宅生活が困難になった場合 ②単身者で病氣回復後一時的に見守りが必要になった場合 ③火災等により在宅での生活が一時的に困難になった場合 <やむを得ない措置> ①本人が家族などの虐待又は介護放棄を受けている場合 ②認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合				
内容	[高齢者緊急一時保護] 家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者を、一時的に区内特別養護老人ホームに入所させる。 [やむを得ない措置] ①措置の一環として要介護認定と同様の手続きを実施。 ②ケアプランを作成し、介護給付を提供する。 サービス内容 (1) 訪問介護 (2) 通所介護 (3) 短期入所生活介護 (4) グループホーム入所 ③やむを得ない事由が消滅した(虐待の終息又は後見人の選定)時点で、措置を解除し、契約に移行する。 [自己負担金] ・徴収金額 利用料扶助費全額 ・徴収方法 当月分の措置費の納付書を翌月に施設宛てに送付。経済的虐待等を受けていた場合等で、措置時に必要な収入が確保できなかった場合は、経済状況が回復し費用負担が可能となった時、成年後見人が選任された時 または、支弁に応じる家族が現れた時点で入所時に遡及して徴収する。				
経過	●平成19年度 3件(高齢者緊急一時保護)1件(やむを得ない措置) ●平成20年度 4件(高齢者緊急一時保護)6件(やむを得ない措置) ●平成21年度 5件(高齢者緊急一時保護)4件(やむを得ない措置[短期入所3件・グループホーム1件]) ●平成22年度 5件(高齢者緊急一時保護)12件(やむを得ない措置[短期入所12件]) ●平成23年度 4件(高齢者緊急一時保護)11件(やむを得ない措置[短期入所11件])				
必要性	(高齢者緊急一時保護) 認知症に伴う徘徊高齢者の保護施策として、高齢者の身上監護に一定の役割を果たしている。 (やむを得ない措置) 老人福祉法第10条の4「やむを得ない措置」を実施するため、必要な事業である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 職権をもって、介護サービスを提供する「措置」であるため、原則として、区職員が対応する。 しかし、措置内容により事業者との連携を必要とする場合は、一部委託を行う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	1,278	1,079	1,761	1,303	1,531	1,661	1,544	
①決算額(24年度は見込み)	834	759	948	477	1,301	1,102	1,544	
②人件費等	3,416	2,989	5,082	3,665	4,360	4,235		
③減価償却費					1,453	1,555		
【事務分担量】(%)	40	35	60	45	50	50		
合計(①+②+③)	4,250	3,748	6,030	4,142	7,114	6,892	1,544	
国(特定財源)	0		0					
都(特定財源)	0		0					
その他(特定財源)	181	127	382	115	822	890	840	
一般財源	4,069	3,621	5,648	4,027	6,292	6,002	704	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	緊急一時保護件数	7	3	4	5	5	4	6
	緊急一時保護(延日数)	81	62	53	39	85	40	84
	やむを得ない措置件数	2	1	6	4	12	11	8
	やむを得ない措置(延べ日数)		23	155	25	300	258	224

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	高齢者緊急一時保護	540	高齢者緊急一時保護	430	高齢者緊急一時保護
扶助費	やむを得ない措置	761	やむを得ない措置	672	やむを得ない措置	620	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	緊急一時保護件数	5	5	4	6	—	24年度は見込み
②	やむを得ない措置件数	4	12	11	8	—	24年度は見込み
③							

（問題点・課題）	[高齢者緊急一時保護] 保護した高齢者が感染症を有している場合の対応。
	[やむを得ない措置] 措置をした要介護者のケアプラン作成を依頼できるケアマネジャーの確保が困難である。
他区の実況	（実施区 未実施区） やむを得ない措置 台東、千代田、新宿、大田、世田谷、渋谷、足立、葛飾の8区で実績あり 緊急ショートステイ 22区で実施

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	他の施設入所者へ感染させないために医療機関との連携構築を図る。	医療機関との連携を図りながら、サービス提供におけるガイドラインを作成する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	法定措置事務であり、必要とする高齢者を適切に措置できるよう支援する。

議会（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	高齢者生活管理指導事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	本木	内線	2673
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(24年度)	生活管理指導事業費(01-11-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○24年度 ○23年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成	18年度	根拠	荒川区高齢者生活管理指導事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 [I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	自ら介護保険サービスの利用ができない高齢者に対して、生活環境改善や生活援助・身体介護等の生活管理指導を行い、高齢者の福祉の向上を図る。				
対象者等	自ら介護保険サービスの利用ができない単身者又は高齢者の世帯				
内容	<p>区が委託した訪問介護事業所のホームヘルパーを対象世帯に派遣し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境改善 ・対人関係の構築</li> <li>・急性疾患等の一時的な虚弱状態に対する緊急一時的な生活援助及び身体介護</li> </ul> <p>を行い、介護保険サービスに結び付ける。 [自己負担金の徴収方法] 単価250円に当月の派遣時間数を乗じた額の納付書を翌月本人に郵送する。必要に応じケースワーカーが訪問し直接徴収する。</p>				
経過	区に対する要援護高齢者の生活支援の通報は、今後も継続することが見込まれるため、生活支援ヘルパー事業のうち、生活管理指導事業に特化した形で、区の措置的なホームヘルプを事業化した。				
必要性	地域の要援護高齢者に対する生活支援（家族等がいいため介護サービスにつながない、ゴミ屋敷清掃等）の通報は多く、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。				
実施方法	<p>(2一部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員)</p> <p>対象者の調査、決定は区が行う。訪問介護（家事援助・身体介護）は地域割りで2事業者に委託。 事業者1（大起エンゼルヘルプ）→ 町屋、東尾久、西尾久、西日暮里 20年度末実績（生活環境改善・対人関係構築30時間・緊急一時の家事援助・身体介護4時間） 21年度末実績（生活環境改善・対人関係構築21時間・緊急一時の家事援助・身体介護8時間） 22年度末実績（生活環境改善・対人関係構築39時間・緊急一時の家事援助・身体介護4時間） 23年度末実績（生活環境改善・対人関係構築62.5時・緊急一時の家事援助・身体介護0時間） 事業者2（ケアサービス大和田）→ 南千住、荒川、東日暮里 20年度末実績（生活環境改善・対人関係構築56時間・緊急一時の家事援助・身体介護93.5時間） 21年度末実績（生活環境改善・対人関係構築48時間・緊急一時の家事援助・身体介護96.5時間） 22年度末実績（生活環境改善・対人関係構築67.5時間・緊急一時の家事援助・身体介護0時間） 23年度末実績（生活環境改善・対人関係構築18時間・緊急一時の家事援助・身体介護6時間）</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額		1,134	1,132	953	844	759	631	460
①決算額(24年度は見込み)		726	701	447	495	351	273	460
②人件費等		11,102	10,675	4,235	3,665	3,488	3,388	
③減価償却費						1,162	1,244	
【事務分担量】(%)		130	125	50	45	40	40	
合計(①+②+③)		11,828	11,376	4,682	4,160	5,001	4,905	460
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)		40	59	41	45	25	30	39
一般財源		11,788	11,317	4,641	4,115	4,976	4,875	421
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	実施件数	15	30	19	17	16	13	16

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	緊急一時の身体介護	11	緊急一時の身体介護	16	緊急一時の身体介護
	生活環境整備・対人関係構築	340	生活環境整備・対人関係構築	257	生活環境整備・対人関係構築	278	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	実施件数	17	16	13	16	—	24年度は見込
②							
③							

(問題点・課題分析)	<p>・事業開始から現在に至るまで、介護保険制度が始まる前からヘルパー派遣をお願いしていた2事業者に業務を委託していたが、介護保険制度が始まって10年以上が経過し、新規に参入してきた事業者がたくさんあるため、事業者選定の見直しを検討する必要がある。</p>
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策	
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容
①	平成25年度契約の事業者選定のあり方を検討する。
②	
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	高齢者の在宅生活の維持を図るため実施する。

議会議事録(要旨)	
-----------	--



# 事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	緊急事務管理事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	本木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	緊急事務管理事業費(01-13-01)				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠法令等	荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱	
終期設定	○有 ●無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 [I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等に対して、区が民法(明治29年法律第89号)第697条の規定に基づく事務管理を行い、本人の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的とする。				
対象者等	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等				
内容	<p>[事務管理の開始]</p> <p>次に掲げるもののうち、本人に代わって事務管理を実施する必要があると認められる場合について、その開始を決定し、実施するものとする。</p> <p>(1)財産の保管、(2)日常的な金銭管理、(3)親族、知人等への連絡（戸籍の調査を含む。）、(4)ケアマネージャー等への連絡調整、(5)入院、入所、通院等の対応、(6)その他区長が必要と認めるもの</p> <p>[事務管理の廃止]</p> <p>次に掲げるものに該当した場合は、事務管理を廃止する。</p> <p>(1)親族・知人が事務管理を行うこととなったとき、(2)施設等に入所し、当該施設等が事務管理を行うこととなったとき、(3)成年後見人が付されたとき、(4)地域福祉権利養護事業の契約が締結されたとき、(5)対象者が死亡し、財産等が相続人に引き継がれたとき、(6)その他、区が事務管理をする必要がなくなったとき</p> <p>[自己負担金] なし</p>				
経過	現在、認知症等により判断能力が不十分となった高齢者等の支援について、医療機関や民生委員等から寄せられる相談に対し、家族の協力が見込めない場合等、家族に代わって区が財産管理や入院・入所の手続き等の対応をする事例が増えている。これらに区職員が迅速かつ的確に対応するために、事務の範囲と取扱い基準を定め安定的な実施体制を整備してきた。				
必要性	高齢者人口の増加に伴い身寄りのない高齢者の世話については、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員)				
	財産の保管・日常的な金銭管理及び財産の把握について、荒川区社会福祉協議会に委託する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額	—	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650
①決算額(24年度は見込み)	—	2,480	2,575	2,566	2,582	2,650	2,650	2,650
②人件費等		5,551	3,388	1,629	872	847		
③減価償却費					291	311		
【事務分担当】(%)		65	40	20	10	10		
合計(①+②+③)	0	8,031	5,963	4,195	3,745	3,808	2,650	
国(特定財源)								
都(特定財源)		2,480	2,575	1,325	0	0	0	
その他(特定財源)								
一般財源	0	5,551	3,388	2,870	3,745	3,808	2,650	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	開始件数(継続含む)	—	11	7	11	11	6	10
	廃止件数	—	8	3	7	9	2	6
	管理件数	—	3	4	4	2	4	4

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	財産管理業務委託	2,582	財産管理業務委託	2,650	財産管理業務委託

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度（見込み）	目標値（25年度）	
①	開始件数	11	11	6	10	—	24年度は見込
②	廃止件数	7	9	2	6	—	24年度は見込
③	管理件数	4	2	4	4	—	各年度末実績、24年度は見込

（問題点・課題分析）	<p>成年後見人を速やかに選任することが望ましいが、支援する身寄りがなく、かつ、職業後見人の報酬を支払えない低所得者のための財産管理が増えていく懸念がある。</p>
他区の実施状況	<p>（実施 0 区 未実施 22 区）</p> <p>ただし、類似の事業として、台東、大田、渋谷、中野、豊島、練馬の各区で成年後見人選定までの暫定的な対応として実施（成年後見センターの委託も含む）</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	当該高齢者が、円滑に成年後見制度に移行できるようにするための方策を探る。	当該高齢者の親族に成年後見制度の周知を図り、円滑に成年後見制度に移行できるようにするための方策を探る。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	後見制度を利用するまでの間、適切に高齢者の生活を支援するために行う。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	高齢者虐待対策事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
			担当者名	本木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(24年度)		高齢者虐待対策事業費(01-12-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○24年度 ○23年度)		○建設事業 ●それ以外の継続事業			
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 介護保険法		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 [I]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]				
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]				
目的	養護者による高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行う。					
対象者等	虐待のある家族、虐待の通報の担い手としての区民、サービス提供機関					
内容	<p>区民、ケアマネ、民生委員等から高齢者虐待の相談があった時に、区が事実確認を行った後、対応方針会議を主催し、弁護士や臨床心理士（東京弁護士会等と東京臨床心理士会から推薦を受け選任した者）及び精神科医師による専門的助言を踏まえ、必要に応じ、専門的対応（弁護士による成年後見申立、臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師のセルフネグレクト対応等）を行う。また、緊急に医療が必要なケースについて契約病院への医療保護（医師会推薦病院に常時1床確保）を実施する。</p> <p>24年度選任精神科医師 1名                  24年度選任弁護士 東京弁護士会4名、第一東京弁護士会2名、第二東京弁護士会2名 計8名                  24年度選任臨床心理士 東京臨床心理士会所属1名                  24年度医師会推薦病院 1床</p>					
経過	平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務等が定められた。					
必要性	高齢者の権利擁護にとって、高齢者に対する虐待を防止することは極めて重要である。					
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 東京弁護士会等と対応弁護士推薦の協定 精神科医師の個別依頼 （報償費：特別区の講師謝礼単価を準用 弁護士13,000円/1時間、臨床心理士10,000円/1時間、精神科医師13,000円/1時間 いずれも税込み） 医療機関に対応病床の確保 （病床確保料 4,380,000円(12,000円×365日) 入院実費立替費665,096円（深刻な身体的被虐待者を2週間保護した場合の医療モデルを想定しそれが4件発生した場合の本人窓口支払経費相当額）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	7,148	6,443	6,443	6,379	6,379	6,344	6,282	
①決算額(24年度は見込み)	4,559	5,671	5,397	4,852	5,258	5,862	6,282	
②人件費等	6,405	9,394	9,741	6,108	6,104	5,928		
③減価償却費					2,034	2,177		
【事務分担量】(%)	75	110	115	75	70	70		
合計(①+②+③)	10,964	15,065	15,138	10,960	13,396	13,967	6,282	
国(特定財源)								
都(特定財源)		2,645	3,221	430	2,360	2,636	2,808	
その他(特定財源)	236	375	1,372	62	366	484	1,236	
一般財源	10,728	12,045	10,545	10,468	10,670	10,847	2,238	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	虐待の相談件数	71	47	56	76	98	101	105
	専門的相談・対応件数	10	9	10	11	7	16	22
	医療保護件数(継続含む)	2	6	4	3	5	9	9
	医療保護日数(継続含む)	54	175	70	72	171	155	155

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	専門的相談・対応謝礼	383	専門的相談・対応謝礼	985	専門的相談・対応謝礼	1,130
	食糧費					緊急飲食費	6
	一般需用費	虐待防止パンフレット	128	虐待防止パンフレット	0	虐待防止パンフレット	100
	委託料	医療保護	4,747	医療保護	4,877	医療保護	5,046
	使用料及び賃借料	高速料金（移送用）	0	高速料金（移送用）	0	高速料金（移送用）	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	虐待の相談件数	76	98	101	105	—	24年度は見込
②	専門的相談・対応件数	11	7	16	22	—	24年度は見込
③	医療保護件数（継続含む）	3 (72)	5 (171)	9 (155)	9 (155)	—	( )内は保護日数 24年度は見込

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>潜在しているケースを把握できるように関係機関と連携し、相談及び通報体制を構築する。</li> <li>高齢者虐待予防に関する普及啓発活動に取り組む。</li> <li>家族の問題（精神・アルコール・人格等）調整・支援に対する困難ケースが増えてきている。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 港区、大田区、練馬区、杉並区、新宿区の各区で、緊急時の対応として施設等のベッドを確保している。

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	困難ケースに対し、迅速な対応ができるよう、関係機関との連携強化を図る。	引き続き関係機関との連携強化を図りながら、緊急保護を要するケースを想定した介入研修や困難事例の検討会などを行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の虐待防止のために、早期発見及び相談・支援の充実を図る。

議会議況(要旨)	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	成年後見事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	本木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	成年後見事業費（01-16-01） （（地域支援事業費）その他事業（01-03-01）23年度まで分離）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成 17 年度		根拠	老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	精神障害者福祉に関する法律	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	身寄りのない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な人について、区長が家庭裁判所に対して後見開始等の申立てを行い、選任された後見人等が成年被後見人（本人）の財産管理や身上監護を行うことによって成年被後見人の福祉向上を図る。				
対象者等	判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障がい者及び知的障がい者のうち、身寄りがいない場合等当事者による申立てが期待できない状況にある人				
内容	平成12年より施行されている成年後見制度は、家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見制度と、本人が契約によって自ら後見人を選任する任意後見制度とに大別される。 法定後見については、本人の判断能力の程度により、後見（事理弁識能力を欠く常況）、保佐（事理弁識能力が著しく不十分）、補助（事理弁識能力が不十分）の3類型に分類され、医師の鑑定及び裁判所の審理を経て選出された後見人、保佐人、補助人が本人のために同意権、取消権、代理権を行使して、契約締結や財産管理等を行う。 本事業は、本人の保護を図るために、後見等の開始に当たり区長が申立てをするために、必要な手続き等を行うものである。				
経過	平成14年度に、荒川区成年後見制度における区長による審判の請求手続き等に関する要綱を制定。 平成17年度～21年度で延べ18名の認知症高齢者の後見等開始の区長申立てを行った。 平成22年度から、区長申立件数が急増した。				
必要性	身寄りのない認知症高齢者や障がい者等が不動産の売買や預貯金に関する金融機関との取引、福祉関係施設への入所に関する契約等を行う場合には、この制度を利用するほかにないため、必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 1 ホームヘルパーや近隣等から相談を受けるなどにより、対応が必要と思われる高齢者、障がい者を把握する。 2 生活状況、親族状況、資産状況の調査を行う。四親等内の親族による申立ての可能性を把握し、金融機関等に本人の預貯金状況の照会を求める等、本人の状況を詳細に把握し、申立ての可否を検討する。 3 医師に診断書の作成を依頼し、診断結果を含めて後見・保佐・補助のいずれの類型で申し立てるか検討する。 4 家庭裁判所に対して申立てを行う。その際、郵便切手、収入印紙、および鑑定料を納付する。 5 申立てに要した費用を求償するため、申立の際、家庭裁判所に対して上申書を提出する。 6 家庭裁判所が認めた額について本人に求償を行い、必要に応じて後見人等への引継ぎを行う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	1,402	1,402	1,016	1,632	2,304	2,560	5,373	
①決算額（24年度は見込み）	308	230	138	128	806	1,000	5,373	
②人件費等	1,708	1,708	6,776	1,629	3,052	2,964		
③減価償却費					1,017	1,089		
【事務分担量】（%）	20	20	80	20	35	35		
合計（①+②+③）	2,016	1,938	6,914	1,757	4,875	5,053	5,373	
国（特定財源）	0		2	47	307	368	0	
都（特定財源）	0		1	23	153	184	0	
その他（特定財源）	701	701	8	47	181	304	759	
一般財源	1,315	1,237	6,903	1,640	4,234	4,197	4,614	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	申立件数	4	5	3	3	6	14	21
	成年後見報酬助成件数					2	3	15
	申立費用求償件数					2	8	9

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
報償費	弁護士相談費用	0(0)	0	弁護士相談費用	0	弁護士相談費用	
役務費	郵便切手	26(13)	56(30)	郵便切手	223(223)	郵便切手	91
	鑑定料	150(150)	10(0)	鑑定料		鑑定料	1,400
	診断書料	41(31)	43(23)	診断書料		診断書料	210
公課費	収入印紙	5(3)	43(23)	収入印紙		収入印紙	72
	登記印紙	24(12)		登記印紙		登記印紙	
扶助費	成年後見報酬助成	560(560)	668(668)	成年後見報酬助成		成年後見報酬助成	3,600

※うち（）内は介護保険事業特別会計分

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	申立件数（うち介護保険事業特別会計分）	3	6(3)	14(8)	21	—	・24年度からは介護保険事業特別会計分から移行し一般会計分のみとなる。 ・24年度については見込み。
②	選定件数	3	6(3)	14(8)	21	—	
③							

※うち（）内は介護保険事業特別会計分

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後見人等候補者の選任に時間を要する場合等においても早急な対応ができるよう、社会福祉協議会等による法人後見の取り組みを一層推進する必要がある。</li> <li>・成年後見の申立てが必要な高齢者の親族に、成年後見制度の周知を図る仕組みが必要である。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	荒川区社会福祉協議会内の成年後見制度推進機関と連携し、法人後見の活用を進める。	法人後見に加え、社会貢献型後見人の活用も検討する。
②	社会福祉協議会や地域包括支援センター等と連携を図り、成年後見の申立てが必要な高齢者の親族に成年後見制度の周知を図る。	親族申立費用助成制度の創設に向けた対応を検討する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	社会福祉協議会と連携を図り、円滑かつ迅速な制度運営を図る。

議 会 要 旨	20年四定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会の成年後見サービスの拡充と法人後見の事業委託、助成事業の拡充</li> <li>・区民後見人（社会貢献型後見人）の育成</li> </ul>
------------------	---

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	特養ホーム入所調整		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
			担当者名	本木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(24年度)	高齢者福祉事業事務費（01-07-01）					
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	14年度	根拠法令等	特別養護老人ホーム入所調整指針	
終期設定	有	無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 [ ]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]				
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]				
目的	区内特養への入所希望者に対する入所調整を行うことによって、区内6特養の施設需要を把握するとともに、入所希望者が公平な基準に従って入所できることを目的とする。					
対象者等	区内在住で特養ホームに入所の申し込みをしている要介護高齢者及びその家族等					
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年2回の入所調整を行う。（7月末、1月末までの申請者を対象とする）</li> <li>・ 申請時に、申込書・特養入所調査票・状況調査票を提出していただき、点数をつける。</li> <li>・ 入所調整会議を行う。</li> <li>・ 10月1日・4月1日に調査結果を調査票の点数で施設ごとの待機順位を決定する。</li> <li>・ 入所希望者に対し決定した希望施設ごとの待機グループ（A、B、C）を通知する。</li> <li>・ 名簿作成後の申込者については、名簿の末尾に日付け順で追記する。</li> <li>・ 入所希望者や介護者の状況又は希望施設に変更があった場合は変更申請書を提出していただく。</li> </ul>					
経過	平成14年8月、国より入所基準についてのガイドラインが示され、区としても区内施設について入所待機者の順位化を実施した。 平成23年6月、特別養護老人ホーム入所基準を廃止し、新たに入所指針を制定したことに伴い、年1回行っていた実態調査を廃止した。					
必要性	公平な基準により入所を進めるため必要な事業である。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 申請時の調査票で点数を付ける。 調査項目： 要介護度 介護者の状況 サービス利用状況 介護の期間 本人の年齢 区加算・施設加算を加え、点数で並べ替えを行ない、各施設の順位とグループを決める。 待機者へはグループを通知					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	88	113	107	107	107	232	5,181	
決算額（24年度は見込み）	45	45	46	48	48	129	5,181	
人件費等	2,135	2,135	1,694	2,118	2,302	2,239		
減価償却費					1,162	1,244		
【事務分担量】（%）	25	25	20	40	40	40		
合計（+ +）	2,180	2,180	1,740	2,166	3,512	3,612	5,181	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	2,180	2,180	1,740	2,166	3,512	3,612	5,181	
実績の推移	事項名							
入所した人数	76	84	77	79	87	113	200	
待機者数		753	656	681	735	883	900	

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	郵券	48	郵券	129	郵券	192
	委託料					保健福祉システム改	4,989

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	入所した人数	79	87	113	200	250	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度末実績</li> <li>・24年度については見込み</li> </ul>
	待機者数（実人数）	681	735	883	900	—	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療行為が必要な要介護者の受入が困難になってきており、必ずしも待機順位どおりに入所できるとは限らない。</li> <li>・多床室については空きベットと待機者の男女区分が折り合わない。</li> <li>・申請者の現状を把握する方法を検討していく必要がある。</li> <li>・入所施設数の増加や入所調整作業の増加により、現在使用しているシステムを改修し、事務改善を図る必要がある。</li> </ul>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>他区では、申請できる施設数が、複数申し込みが可能となっている。また、順位の通知をA・B・Cのランクで通知している。</p> <p>荒川区では、新規特養開設に伴い、入所管理等の調整方法の検討を行い、23年度から申し込み方法（複数申し込み）や、通知方法（ランク別）の変更を行った。</p>

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
システムを改修することにより、事務の効率化を図る。	改修したシステムを活用し、円滑な入所調整を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	緊急性の高い特養待機者が迅速に入所できるよう、システムを導入する。

況議（要質問状）	平成15年一定 特養ホームの入所に対して重度優先規準の導入の検討について
----------	--------------------------------------



事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	医療福祉相談事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	中谷	内線	2674
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	医療福祉相談事業費(01-07-03) (家族介護支援事業費(01-02-02) 23年度まで)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 24年度 ○ 23年度)		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成	56 年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、荒川区訪問看護指導事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無		年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕			
目的	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的に、家族や介護者や関係者に対して、医療保健福祉等の相談を行う。また、入退院等に係る医療機関についての情報提供等、高齢者の医療福祉相談を円滑に進めるために、医療機関、地域包括支援センター、関係機関とのネットワークを構築する。				
対象者等	65歳以上の高齢者及び家族や関係者を対象とする。				
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者の入退院に関する相談</li> <li>2 医療保健福祉制度利用に関する相談</li> <li>3 区民向け医療福祉資料や関係者向けの「社会資源情報」の作成</li> <li>4 医療機関や地域包括支援センター等との連携会議の実施と医療機関主催の連携会議への参加することにより、ネットワークを形成</li> <li>5 訪問看護指導事業に関する事務</li> <li>6 特別養護老人ホーム入所の申請受付及び相談</li> </ol>				
経過	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和56年度に訪問看護指導事業の開始時に、非常勤医療福祉相談員が1名配置された。</li> <li>2 平成10年度から、訪問看護指導事業が保健衛生部より高齢者福祉課に事務移管された際に、医療福祉相談事業も移管となった。</li> <li>3 平成21年度には相談業務の充実と各関係機関によるネットワークの構築をめざして、非常勤の医療福祉相談員を1名増員し、2名体制とした。</li> <li>4 平成20年度までは医療福祉相談は訪問指導事業に含めていたが、21年度からは、新たに事業として独立させた。</li> <li>5 24年度より在宅療養推進会議との連携を図る。</li> </ol>				
必要性	医療法及び診療報酬の改正により、高齢者の早期退院が求められてきており、入院・退院・転院に関する相談が増えている。そのため、近接する医療機関との情報交換を行い、関係機関との顔の見えるネットワークを構築するなどにより、医療福祉相談体制を強化することは重要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額				5,728	5,805	5,827	5,777	
①決算額(24年度は見込み)				5,629	5,758	5,163	5,777	
②人件費等				1,792	4,064	1,440		
③減価償却費					4,358	529		
【事務分担量】(%)				22	150	17		
合計(①+②+③)	0	0	0	7,421	14,180	7,132	5,777	
国(特定財源)				2,251	2,302	2,065	0	
都(特定財源)				1,126	1,151	1,032	0	
その他(特定財源)				2,252	1,151	1,032	0	
一般財源	0	0	0	1,792	9,576	3,003	5,777	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	医療福相談件数	371	307	317	582	614	543	550

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤医療福祉相談員	4,944	非常勤医療福祉相談員	4,396	非常勤医療福祉相談員	4,893
共済費	健康保険・厚生年金	727	健康保険・厚生年金	679	健康保険・厚生年金	763
旅費	特別旅費	2	特別旅費	2	特別旅費	20
需用費	消耗品	13	消耗品	5	消耗品	16
負担金	負担金	7	負担金	6	負担金	0
需用費	食糧費	5	食糧費	3	食糧費	9
報償費	謝礼	49	謝礼	72	謝礼	52
役務費			郵送料		郵送料	10
使用料及び賃借料	会場使用料	11	会場使用料	0	会場使用料	14

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	相談件数	582	614	543	550	550	
②	訪問件数	11	8	7	10	10	
③	連携会議等の開催（回数）	4	3	2	3	3	平成23年度は「生活リハビリテーション」、「介護保険法改正をうけて国の動向と荒川区の今後の施策」をテーマに実施

（問題点・課題）	1 入退院できる医療機関に関する相談が多く寄せられる。医療福祉相談員は相談者のニーズと病状等を勘察して、医療情報を紹介している。しかしながら、制度改正に伴い、医療機関の状況はめまぐるしく変動しており、情報の収集とネットワークづくりが課題である。
	2 在宅療養が推進される中で、在宅に向けて支援する必要がある。
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区） 医療相談窓口の設置は新宿区、文京区のみ

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	医療連携会議を開催し、関係機関のネットワークを構築する。	在宅療養推進会議をうけてより具体的なネットワークの構築について検討する。
②	高齢者の在宅療養を支援するために入退院時に関係機関が情報を共有する連携ツールの検討を行う。	作成したツールの活用
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の入退院時の支援を図るとともに、医療機関と介護事業者が連携できるような仕組みを構築する。

議会議案要旨	平成20年決算特別委員会 医療機関の紹介窓口について 平成21年三定 転院に関する支援策について 平成22年予特 医療相談窓口の充実に対する評価について
--------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	訪問指導事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	森	内線	2679
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	訪問指導事業費（01 - 07 - 02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成	56 年度	根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	荒川区訪問看護指導事業実施要綱	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ I ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	認知症や難病、その他複雑・困難な問題を抱える世帯に支援を行うことで、家族の精神的安定を図り、適切な介護方法の指導により家族の介護力を育成する。また、家族・介護者への介護予防支援も行う。				
対象者等	区内在住の在宅療養者及び家族・介護者				
内容	利用者の把握方法：地域包括支援センターなどからの相談、依頼。 利用手順：区保健師の訪問、支援計画の立案をもとに委託訪問看護師による訪問を行う。3か月間の期間を目安として各訪問ごとに報告を受ける。 支援内容： <ul style="list-style-type: none"> <li>① 家族・介護者・介護サービス事業者への支援</li> <li>② 認知症や精神疾患・高齢者虐待に関する相談と支援</li> <li>③ 住宅改修や療養環境に関する支援・指導</li> <li>④ 医療機関や介護サービス事業者関係機関との連携や調整</li> <li>⑤ ご本人の自立に向けての支援</li> <li>⑥ その他諸制度活用方法に関する指導</li> </ul>				
経過	1 昭和56年度より開始 60歳以上を対象に実施する。 2 昭和58年度より老人保健法に基づき対象年齢を40歳以上に引き下げ実施 3 平成10年度から、本事業を保健衛生部より高齢者福祉課に事務移管する。 4 平成12年度から介護保険制度との役割・関連を明確化する。 当事業は虚弱者の介護予防及び介護保険サービス導入までの療養環境整備に重点を置く。 5 平成18年度より対象者の年齢により、65歳以上は介護保険、65歳未満は一般会計とする。 6 平成21年度から、医療福祉相談の分析シートを新規に作成したので、医療福祉相談員の報償費等相当分は減額となっている。 7 平成24年度より、一般施策として実施。				
必要性	高齢者人口の増加に伴い、要介護者が増加していると共に、在宅療養者も増加し、困難事例（本人・家族の問題解決能力が低い場合や虐待が疑われる場合、近隣住民等とのトラブル、介護サービスの利用や調整）への処遇に対するニーズが高くなっており、専門的な介入・支援が必要となっている。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 単価契約により訪問看護師に委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	16,596	19,395	20,388	17,178	19,524	17,915	12,268	
① 決算額（24年度は見込み）	15,196	17,175	19,271	15,496	15,078	12,072	12,268	
② 人件費等	7,139	5,880	7,566	6,760	9,767	3,218		
③ 減価償却費					3,980	1,182		
【事務分担量】（%）	98	101	100	90	137	38		
合計（①+②+③）	22,335	23,055	26,837	22,256	28,825	16,472	12,268	
国（特定財源）			7,189	5,740	6,031	3,018	0	
都（特定財源）			3,594	2,870	3,015	1,509	0	
その他（特定財源）			7,400	5,742	3,015	5,130	0	
一般財源	22,335	23,055	8,654	7,904	16,764	6,815	12,268	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	訪問看護師数	6	5	8	8	5	3	3
	訪問看護指導新規申請者数	92	121	124	83	82	89	85
	委託訪問件数	1,547	1,425	1,682	1,600	1,282	892	1,400
	保健師訪問件数	462	424	377	400	315	304	350

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
報酬	非常勤職員 2名	4,985	非常勤職員 2名	4,167	非常勤職員（高齢者健康推進費へ）	0	
共済費	健康保険・厚生年金	656	健康保険・厚生年金	661	健康保険・厚生年金（高齢者健康推進費へ）	0	
一般賃金	臨時職員	0	臨時職員	0	臨時職員	0	
旅費	特別旅費	2	特別旅費	0	特別旅費	0	
需用費	消耗品	124	消耗品	96	消耗品	221	
	訪問看護指導料	11,128	訪問看護指導料	7,136	訪問看護指導料	11,968	
委託料	訪問看護師肝炎検査等	7	訪問看護師肝炎検査等	6	訪問看護師肝炎検査等	79	
負担金補助及び交付金	非常勤職員児童手当拠出金	6	非常勤職員児童手当拠出金	6	非常勤職員児童手当拠出金	0	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	訪問看護師訪問件数	1,600	1,282	892	1,400	1,400	
②	訪問看護指導事業新規申請件数	83	82	89	85	100	
③							
④							

問題点・課題	1 介護保険サービスの利用をスムーズに開始できない場合等に、ケアマネージャーや地域包括支援センター職員等へ相談・支援の役割が重要になっている。
	2 高齢者虐待や生活習慣と対人関係等の問題をもつ困難事例が、今後さらに増加することが予想され専門的な介入・支援が必要であり、随時、高齢者虐待事業との連携が必要である。
3 生活支援のできる医療職は少なく、年々受託する看護師が少なくなっているため人材確保に努める必要がある。	
他区の実況	（実施 9 区 未実施 13 区） 目黒区、大田区、杉並区、北区、板橋区、葛飾区、中央区、江戸川区、豊島区

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	処遇困難な事例について課題を整理し、対応策を地域包括支援センターや介護事業者にフィードバックする。	事例検討会、ケア会議に連携していく。
②	事業の在り方について事例の状況などを分析し、検討する。	検討結果について方針を出していく。
③	人材確保に努める。	引き続き、人材確保に努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	介護保険制度に繋がらない高齢者を支援するとともに、在宅生活環境の整備を図る。

議会議案（要旨）	状況
----------	----

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	高齢者総合相談窓口	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	三和田	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	高齢者福祉事業事務費（01-07-01） 家族介護支援事業費（01-02-02）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 59年度		根拠	地域保健法、介護保険法、健康増進法、	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	精神保健福祉法	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕			
目的	<p>1 おとしよりなんでも相談窓口の運営 高齢者の健康づくりや生きがいがづくり、ひとり暮らし高齢者の生活支援、介護が必要な高齢者及びその家族に対する区の保健福祉サービスの利用申請や情報提供、病院・施設への入所相談など、高齢者に関する総合的な申請及び相談窓口を運営する。</p> <p>2 認知症・うつ専門相談 認知症やその他の精神疾患（疑いを含む）のある高齢者の精神保健福祉に関する相談を精神科医師と保健師が行う。また、高齢でうつ傾向のある方の相談窓口としての周知を行い、悪化の防止を図る。</p> <p>3 認知症高齢者を支える家族の会（銀の杖）支援 家族団体の活動に要する費用の一部を助成することにより、家族団体の活動の充実を図り、認知症高齢者の福祉の向上を図る。</p>				
対象者等	<p>1 概ね65歳以上の高齢者及びその家族</p> <p>2 介護サービス事業者や関係機関</p> <p>3 認知症者の家族</p>				
内容	<p>1 おとしよりなんでも相談窓口の運営 再任用及び再雇用職員3名体制（窓口2名）</p> <p>2 認知症・うつ専門相談 予約制で精神科医師による面接又は訪問相談（月5回）と、随時で保健師による相談を行う。 ・認知症・うつ病等の診断 ・専門医療機関の紹介 ・介護や精神保健福祉情報の提供等</p> <p>3 荒川区認知症高齢者を支える家族の会に補助金を交付するとともに、保健師を派遣し、地域包括支援センターとともに会の運営を支援する。</p>				
経過	<p>1 高齢者の精神保健相談は、平成11年度までは高齢者福祉課が認知症相談を、保健所が精神保健福祉相談で月2回ずつ対応してきた。</p> <p>2 平成12年度からは高齢者福祉課が高齢者専門相談として、月5回実施している。</p> <p>3 平成22年度特定高齢者把握事業から約27%の高齢者にうつ傾向があることが把握され、平成23年度から認知症専門相談にうつ専門相談を追加した。</p>				
必要性	おとしよりなんでも相談及び認知症・うつ専門相談は、高齢者等が適切な医療や保健福祉サービス、介護サービスを受けることにより、安定した生活を過ごすために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ●臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	1,239	1,239	1,624	1,589	1,554	1,553	1,564	
①決算額(24年度は見込み)	1,107	1,084	1,493	1,483	1,431	1,364	1,564	
②人件費等	16,558	7,623	9,929	10,389	11,425	8,175		
③減価償却費					10,719	11,134		
【事務分担量】(%)	410	455	345	348	369	358		
合計(①+②+③)	17,665	8,707	11,422	11,872	23,575	20,673	1,564	
国(特定財源)	430	419	588	533	549	753	601	
都(特定財源)	215	210	293	266	274	264	300	
その他(特定財源)	418	450	570	535	274	264	621	
一般財源	16,602	7,628	9,971	10,538	22,478	19,392	42	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	おとしよりなんでも相談件数	5,244	5,135	8,320	7,565	7,966	8,871	9,000
	認知症相談件数	82	68	98	98	114	110	120

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	精神科医報酬	1,359	精神科医報酬	1,309	精神科医報酬	1,482
	一般需用費	窓口消耗品	30	消耗品	13	消耗品	40
	負担金補助及び交付金	認知症家族会補助	42	認知症家族会補助	42	認知症家族会補助	42
	共済費	公務災害負担					

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度（見込み）	目標値（25年度）	
①	相談件数 （おとしよりなんでも相談）	7,565	7,966	8,871	9,000	—	
②	会員数	60	61	60	62	70	荒川区認知症高齢者を支える家族の会（4月総会時点）
③	医療につながる、もしくは適切な療養体制が作れた割合	—	50%	55%	66%	60%	

（問題点・課題分析）	<p>1 地域で認知症や妄想性障害などの精神疾患を持つ方の相談が増加している。区内には精神科を専門とする診療所が9か所、入院医療機関は皆無であり、非常に少ない現状である。</p> <p>2 高齢者の精神疾患は早期に発見し、適切な治療が必要であるが、医療に繋がりにくいのが現状である。区が実施する専門相談は、訪問により対応できるため、非常に重要な役割を担っている。一方相談がケアマネ、地域包括から上がるものが多く、当事者からの早期相談につながっていない。</p> <p>3 認知症を支える家族の会（銀の杖）の会員が高齢化しており、会員自身の介護予防に取り組みながら活動を行うことを支援するとともに、認知症介護に悩む方に対しては、当会の支援を行う必要がある。</p> <p>4 認知症高齢者の介護者が多様化しており、介護者に合わせた支援方法を考える必要がある。</p>
	他区の実況

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区報・ホームページなどで認知症専門相談や認知症を支える家族の会を広く周知する。	認知症の早期対応策について検討していく
②	関係者へのスーパービジョンの提供を行う	地域ケア会議や在宅療養推進会議上で関係事業者の資質の向上を検討する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	高齢者が抱える様々な相談を一元的に受け、迅速な対応を図る。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	医療と福祉の連携推進事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村
		担当者名	関口	内線	2430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	医療と福祉の連携推進事業（01-20-01）				
事務事業の種類	● 新規事業（● 24年度 ○ 23年度） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成	24年度	根拠	荒川区在宅療養連携推進会議設置要綱	
終期設定	● 有 ○ 無	26年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕			
目的	医療・介護双方のニーズをもつ高齢者が住みなれた自宅・地域で安心して在宅生活を続けられる「荒川区版地域包括ケアシステム」の実現を目指し、関係者が荒川区の現状・問題点、課題を認識するとともに、関係者間の連携を強化し、在宅療養における連携推進の支援体制を構築する。				
対象者等	<ol style="list-style-type: none"> <li>在宅療養・連携推進会議の設置：（主催者）区、（構成委員）荒川区医師会理事、在宅療養支援診療所、区内病院、認知症疾患医療センター、区内医療相談員、訪問看護ステーション、特別養護老人ホーム、老人保険施設、居宅介護等事業者、地域包括支援センター、在宅医療専門家等</li> <li>調査対象者：在宅療養者・医療機関・介護・福祉関係者等</li> <li>研修対象者：地域包括支援センター職員等</li> <li>講演会：一般区民・介護関係者等</li> </ol>				
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>在宅療養推進会議 荒川区における在宅療養環境の目指すべき姿や、在宅での看取りの対応強化策、保健・医療・福祉・介護関係者及び家族の連携、行政の支援策のあり方等を検討する。 【検討内容】①在宅療養者・医療関係者・介護・福祉関係者等への調査の検討 ②荒川区の現状・課題の共通認識 ③在宅療養連携の推進に向けた関係者向けの研修会の検討 ④医療福祉相談員の配置</li> <li>在宅療養者・医療機関・介護・福祉関係者等への調査実施 要介護高齢者・医療機関・介護事業者に対して医療と介護の連携に関する、課題等に関する調査</li> <li>医療と介護の情報・連携ツールの作成</li> <li>在宅療養連携の推進に向けた関係者向けの研修会の実施 在宅療養連携を担う人材育成のための研修会を実施する。 （研修テーマ案） ①地域包括支援センター職員向け、多職種協働推進のためのカンファレンス運営実践研修 ②介護・福祉関係者の医療機関の理解を促進するための研修</li> <li>講演会の実施</li> </ol>				
経過					
必要性	介護保険制度を持続可能なものとするためには、「介護予防」「重度化防止」に向けた取り組みは必要不可欠であり、特に医療と介護の連携の促進は非常に重要である。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額							10,680	
①決算額（24年度は見込み）							10,680	
②人件費（退職給与引当金繰入額を含む）								
③減価償却費								
【事務分担量】（%）								
合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	0	10,680	
国（特定財源）								
都（特定財源）							10,142	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	538	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	在宅療養推進協議会開催数							3
	居宅介護支援専門員研修参加事業所数							50
	包括支援センター等への支援件数							63

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（決算見込）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					委員報酬	837
	食料費					委員飲物代	7
	一般需用費					修了証印刷	13
	委託料					ニーズ調査業務委託	1,260
						研修事業委託	1,000
						在宅医療調整・相談委託	7,500
	使用料及び賃借料					研修会会場使用料	63

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	在宅療養推進協議会の開催回数（事例検討会含む）	—	—	—	3	5	
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	<p>1 第5期高齢者プラン「地域包括ケア」を実現するためには、医療と介護の連携を強化する必要がある。</p> <p>2 昨年実施したケアマネジャー調査において、4割のケアマネジャーが主治医や医療機関との連絡調整に負担を感じており、保有資格が福祉職のケアマネジャーに多い実態がある。</p> <p>3 高齢になると入退院を繰り返すことで、筋力や認知機能の低下が生じる、また、認知症の方は自身で服薬管理が適切に行えないため、服薬による認知機能の維持や、その他の疾患の医療を選択できない等、在宅生活を継続することが困難な状況にある。</p> <p>4 荒川区における在宅医療の問題点、課題の抽出と、関係者による認識の共通理解ができていない。</p>
	<p>他区の実況 (実施 10 区 未実施 12 区)</p> <p>千代田区「高齢者在宅医療と介護の連携プロジェクト」 世田谷区 医療連携推進会議、在宅医療電話相談センター事業 新宿区 地域保健医療体制整備協議会、緊急一時入院病床確保事業</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	荒川区の在宅療養者、医療機関、介護・福祉関係者への実態調査	在宅における主治医とケアマネジャーの連携の仕組みづくり（情報連携ツール活用）
②	入退院時の連携ツール（ケアマネジャーと医療機関等）の作成	認知症地域連携パスの検討・施策検討
③	在宅療養連携推進に向けた関係者向け研修（一部、区民向け講演会を含む）	在宅看取り体制の検討・構築

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	高齢化率の高い当区においては、在宅医療の整備（施設等での見取りの体制を含む）は、早期に、また継続して取り組むべき課題である。

議会議事録 (要旨)	平成24年二定 在宅介護の環境整備について
---------------	-----------------------